680
シ
41
162

慈照院殿御代三職御相伴衆以下事但長禄弐年以来

一　三職

細川右京大夫勝元朝臣　当管領也

斯波左兵衛佐義敏朝臣

畠山右衛門佐義就

一　御相伴衆

山名右衛門督入道宗全　細川讃岐守成之

一色左京大夫義直　畠山左馬助義統

九州大學圖書

九州大学図書館 昭24.7.13 184086

佐々木大膳大夫持清

一　国持衆
斯波修理大夫入道（斯波ニテハ号 下名義敏 敏親父之）
山名弾正少弼教豊（右衛門督入道 宗全一男也）
山名相模守教之
山名兵部少輔政清
土岐美濃守成頼
武田大膳大夫信賢
富樫介家主之
細川民部少輔持賢（和泉守 護入一男之）
同　次郎政豊
細川刑部少輔（和泉守護 又一男之）
山名弾正忠是豊
佐々木中務少輔持数
佐々木四郎政高

一　准国持人数
細川兵部大輔成經（奥州事之）
佐々木加賀守

一　外様衆
畠山次郎
赤松新次郎（七条事之）
土岐民部少輔
赤松治部少輔入道（有馬事之）
赤松中務少輔（越後事之）
末野
佐々木鞍智治部少輔
摂津掃部頭之親
同　孫次郎

一　御供衆

細川右馬頭入道道賢　同息政国（兵部少輔 後右馬頭 弟）

細川下野入道常忻　同息兵部少輔教春（安房守政春 親父也）

畠山宮内大輔教国　一色兵部少輔義遠

山名中務少輔豊之　細川上総介氏久（備中守護）

同息兵部少輔勝久　細川讃岐九郎

畠山播磨守教元　大舘兵庫頭教氏

上野民部大輔持頼　山名七郎豊氏

細川淡路守成春　一色五郎政氏

畠山中務少輔政光　武田治部少輔国信

一　御部屋衆

赤松刑部少輔（伊豆守事也）　赤松上総介元家（有同事也）

富樫中務大輔　伊勢守貞親朝臣（貞親朝臣者 為…… 也）

同備中守貞藤　同兵庫助貞宗

一色治部少輔政熙　上野刑部少輔政直

右　此御部屋衆と申ハ普広院殿御代
御定被置之　当時ハ御人数ハ多く候也　此
人々の名字中又ハ主家々乃流にハ不定事
なり　付小名として雑々中也　役　仰付く

何レも御きんの儀なり　女人ハ惣て毎夜
一人充　御前ニ而宿直被申上候　御方様ニハ
若年の時ハ其番ニより御見覧儀も有之
別ニて申候其節ハ其御用ニ而も有之ハ
此御部屋儀ハ大事ニ存し別して勤候也

正月朔日　上家　大名　外様　御信儀　御部屋儀
加役　貴賎　節朔儀　之儀　上屋敷　千石以上

一　上方様御祝儀事先御使所（御規式ニ而）大名衆御座候
御老人中務少輔御直ニ而出仕申上候御供儀相勤
御使所一列御祝御目見御部屋儀同しく上段之間其次ニ
平伏して祝御目見之間ニ着座仕候乱前済て大事之
礼後以来ハ御信儀して御対面所ニ而御座候ニ付
く御目見被仰付候事

一　正月御膳事朔日より三ケ日御祝儀相済候
其内ニも此内御直ニ正月三ケ日迄ハ

其まゝ御こし被召海老名小かうぶりと見え
同廿日御用ニ（一尺二三寸計ニ候／さや共ニ一尺八寸斗ニ候）但御太刀の紙ニ
御鞘はさや紙しぢ小ニすり候かしらかなもの八
は銀色ニて何とも見へず御目ぬきハ桐也九ツ程付
御かうがいも桐也

一 御直垂は御附役若輩にて一路腰之薄綿麗衣
にまかせこし一ツ山路御小袖をもまとひ候しわ紙ハ緋
紙ハ奥山左衛門尉教固又之人足文机前送出
御事なり

一 其外より御対面所（御書院也）時ゟ次之間
番所より之中し候へ御対面所の次之間ニて
被召小袖緋ニて一通りつゝ渡廊御間也
又御供衆并御部屋衆又人事之座に机前迄
ハ御便所より被進御間同様難渡り机後
ゟまいりて御供衆も御部屋衆も御対面所被さ候の
事ハし被進御間也其之時御対面所（御書院也）
より御供衆御部屋衆之次之一通りつゝ次之御気色
と御対面有之とぞ被さ候（其ゟ之小々さ御座候）御座
御渡し御書院之御附別被進御間也人数御其之の
附之二度ニ度中之御進御間へ一人元取ことし八

[illegible]

ミく壱番ゟ中次一人ハ御使衆よりも相違なく
の事ハ外様衆之御前衆を奉行ゟ渡し御目
見之衆へ被進候て武士番之中次御
對面所まへさしのぼり候 面々御入候て
被退候て其之宮方同様に御前御膳
式御献膳之衆何も御使衆と御膳可有之宮
之内相伺候間にて表膳様之御盃は御膳
役人段之頂中も文頂中も相伺候て之御
御さかつき上一と被り候手こしたゝて役
並に御勤の人は銚子をも御前にて

ひさけへ其御盃をもとに候て殿への御
かハらけ入候へハ御酌にて御ひさけ
小さく杯膳をも御盃をも其まゝ御渡候へハ
御前ニ四方ニのせ御盃一を出し候まゝ小さく
其様ハ御盃ニ入申候まゝ四方ニ御前のきは
ニ御右のひさけのまゝ置申され候へハ
置申つる銚子を取て様ニ御盃を四方ニ置申
候て後置小さき御盃ニ御盃の一つ取て
銚子を其まゝに置て役者の家ニ候以下御宮
以後衆一人づゝ参り候 御前に下御酌之時

一 御太刀 金覆輪 三進上之 三職

右ハ三職之人々持参して御前に出ル節
下ニ置さし上ケて御前頂戴して納め退く
然ニ伊勢守受取て是又伊勢守同名衆へ之此
次之間ニ而元る披てさいすけて御縁側迄
進上之二方取て招出し被下人々先に出て
是ハ其まゝ手元へ持て頂戴してまいらせ
是の上ニ而御縁側を持て右の上ニ而まいらせ
是も御留守衆へ相渡され候へは人々へ引渡
のちへ同名衆取て其を申をかけて納候

也

次　元服之後之吉書ニ而元服之者、同御練貫拝領
之、此以後同之三職相之可被任之
御補佐元（山名ともことにて）ニ拝領、相承同御盃并御練貫
一重、以上者式人数ハ不及、何方進上也
次　国持元服之衆同御盃并御練貫一重拝領同之
細川讃岐、奥州、京極、加賀守等、佐渡準国持雖為元服
（是等自然之時者御盃御練貫同前之）
次　外様元服同御盃并御練貫一重拝領同之抱
此人数ハ朔日之間ハ不出仕之、五月八日ニ出仕也
次　御供衆元服同御盃并御練貫一重拝領同之名

被官衆元服之後一人御酌ニ依御酌以後人三是
御盃同御練貫頂戴仕候也、其後頂戴候
返之候、次ニ御酌者御盃を頂戴、次ニ御銚子を
持参候、次ニ数之御酌者御盃を一度ニ
持参候、其後者先之、次ハ御相伴人々衆之何れ者
其之御前ニ而御盃拝領之衆之者之衆中也
次　奉行并節朔元服中之（一色治部少輔、小笠原、中条、綾織、千葉、猶苗代、三上）
次　政所并其之元服之者ニ而候て一人元服之
公家方次之人々之事ニ而公家之者入之候
三職之進上之御太刀をもって御前ニ而

元小召服之時御帯ニ而元之通服同御練貫拝領
是ハ以後同シ三ツ織相止シテ升故之
次 御精進元 山茶色之ニ而之ニ而進元 御祝宗同御盃并御練貫
一守服ニ而此人数ハ外ニ及ハ不同進上也
次 同御元召ニ宗同御盃并御練貫一守拝領同之
次 御門跡御用当宗御紙御書付ニ准同様雑為御祝元
五十日出仕之御盃
御練貫同宗之
次 外様元同御盃并御練貫一守拝領同之於
此人数ハ朔日ニ而又ハ出仕之又ハ何ハ出仕共ニ
次 御供元同御盃并御練貫一守拝領同之名
被召服一人御服小袖ニ而御服ハ役人ニ而
御盃同御練貫頂戴ハ何も之頂戴之
御退之ハ服小御服ヲさせ之頂戴人ハ御銚子を
持取ニ而ハ数ニ御帯之ハ宮方之一度小
持之ニ而此ハ之是ハ余人ニ而ハ外ニ脇
元は何も外ニ而御盃拝領元元召ニ而
次 高家并御朔元ヲ相定 一色何某 小笠原 中条 後藤 大条
萬元御朔元故元之又元ハ之政元年中次ノ次ニ年ハ元宗大安而安当而宗ハ御朔之
走元宗之共ニ此ノ御式令并可此ニ大安人令此之上此此午何ニ而之礼家ニ而ヨ及新之此此午之
元無之同ハ元礼御ハ此元又元ハキニ此之御朔ハ之走元安宗之御朔元此何也而上此之
次 公家中次ニ而ハ之ニ年之又此之ニ而
三職ニ進シテ御太刀令ニ而ニ御礼中之を

称して　御当代のむらさき方へ申まゐらせ
きりゝ並へ人に上家元一人宛らるゝ御礼
請し也　上家ゝ方ゝ八部ゝ網ゝ請取ル人之
但し今
日野殿　三条殿　烏丸殿　飛鳥井殿　広橋殿
中山殿　葉室殿　何殿　かゝる又財ニ而
て七　御参らるゝ也
日野殿国府内大臣事之今日縁ゝ此度ハ御礼也
上家元殿ゝ御度ハ日野殿ゟ申入ゝ
取之　此ゝ国元ゟゝ入殿へ之同殿
右之別而御太夫殿ゟ入被遊　其後ゟ後之さんの
さ人ゝまゐるとて入ゝ人に常御所へ
還御成しなり
一　御縁組事を相済ミ候事
一　御縁組前初日御盃遊ばし并御ゟ進上之
事を相拵る御伝元ゟ之御膳別御盃
頂戴いたしゝ時宜之　御前之御席の
上より上と御座成まゐらせ
寺ゝより上ゟ御さゝ御座ゝ候の
上は御まゝゝゝ御前ゝゝまゐらせ

りと可申哉無之もつき候ハ其心得を以候

又ハ近習向之別而御對面所之内御前其外之方

のもの罷出候而それより御直ニ頂戴之事

次之家老ニ上ル之三職家老之方ニ上ル也御

請るとし同所ニより

一　自然相別而家来附ハ早節小御門より向とも而

新當ニ付御進之也之儀共付而出候事

承合候へ共御對面所之御次之御座敷

来候事也但附者先之ニ而之三職之家老

以下御家来之者ハ近習向より御取次自分取次

一　参府之節御礼御使者ニ而申上候而以上

申次　御家老相勤申候　御書院ニ而左右之

見分ニて相勤ニ付兼而御前ニ而御左右之

無之儀ニ而通を御座候ニ付御さかなハ

小御門之前ニ而近習ニ進上之御座候ニ付御

對面所御座敷之御座候ニ附る

多儀御家来可申候而退出仕候御座候

以下御相伴衆之外ハ御家老相計兼而左様之節

之節仕候也而相果候へ共

流しより之儀ハ御前之御取なし候

一 まくらの弦袖小さくして五寸ハかり上
此野みて御家とうとのたへハなくなる
らして弓の名なくもとむるハ本拝之
御祝ニ調し進上候之

一 御弓 金覆輪 同野矢御進上 毎年三千疋 御進上の時之
御推儀 弐千疋
在之
一通を以年中御文や御對面の前なく
も此後なくし可然時宜之

一 於法花寺中候入候節も進 壹斤之但御盃
花立ニ花文を節朔ニ花内ニ八補養なくもを

三ぼしし小すゝのゑりもゝ被進之

一 御祝儀元旦人へ於御前御對面之事、正月朔日其外

五ヶ日ハ
廿三く

一 足元茂朔日計ニ而被進候 五ヶ月ハ 壱く

一 上臈へ御礼事、五ヶ月ニ三度 朔日十五日廿八日之

一 中次し申し御所様へ次同勤之面々御對面相

済申候別 上臈衆御心ゝ人被仰付之人へ参る

気色之人雑把これらも参りし也 各別ニ

御祝儀之時も 上臈へ御着之被勤申之

管領一人ニて 上臈御前へ参られ候 御盃

頂戴在之、御盃ハ上臈のわたくしまし、其外ハ上て

御末小くゝ頂戴の御盃ハ中臈わたくし也へ

一 花御所めくハ諸大名國持の様へ御信元ゟ御返

さ御末の左の口さきよりならし書院の下ハ中

の御末ゟり参りし候内へ参りて辻の

人めく頂戴し御盃をうけ右の

のくさみいくかゝりていらせ候之

一 書院の下ハ御所様の御盃頂戴人数ゆゑを

こゝ迄被しさらんへさも上さゑの御盃ハ頂戴之

又公家衆之御前へ相伴衆一人ハ上様衆

一　あく御居所をしとね　かみ座とりて上らう御末と中の御末とあはひにある長居あり是上なる事をかみかたとして座を二段にしくとも一段にも中をしきりて御帳台さしくゝ小数御まへわたし一同の事よ　ありけり

一　上らう御末と中の御末とはなるゝやうにしてひろさは三間九間之其の三ヶ所に程かくれの程ある家にはありたる所にあり事ある出て来る中一間ほとはなれてありて其間中光みるかけし御こゝろけらおもしとも御立ちぬるは御所に付て式の事をし路次まて中臈御くるしかる御方御船にて御出候て御座之御通る時まの座をいはるさる事ある事この御座のうちへは通らせ給ふ及ひ入給ふ又家中を日野殿又其外なと伊勢守日記御供の中小く又もなく入らせ給ひしと云々

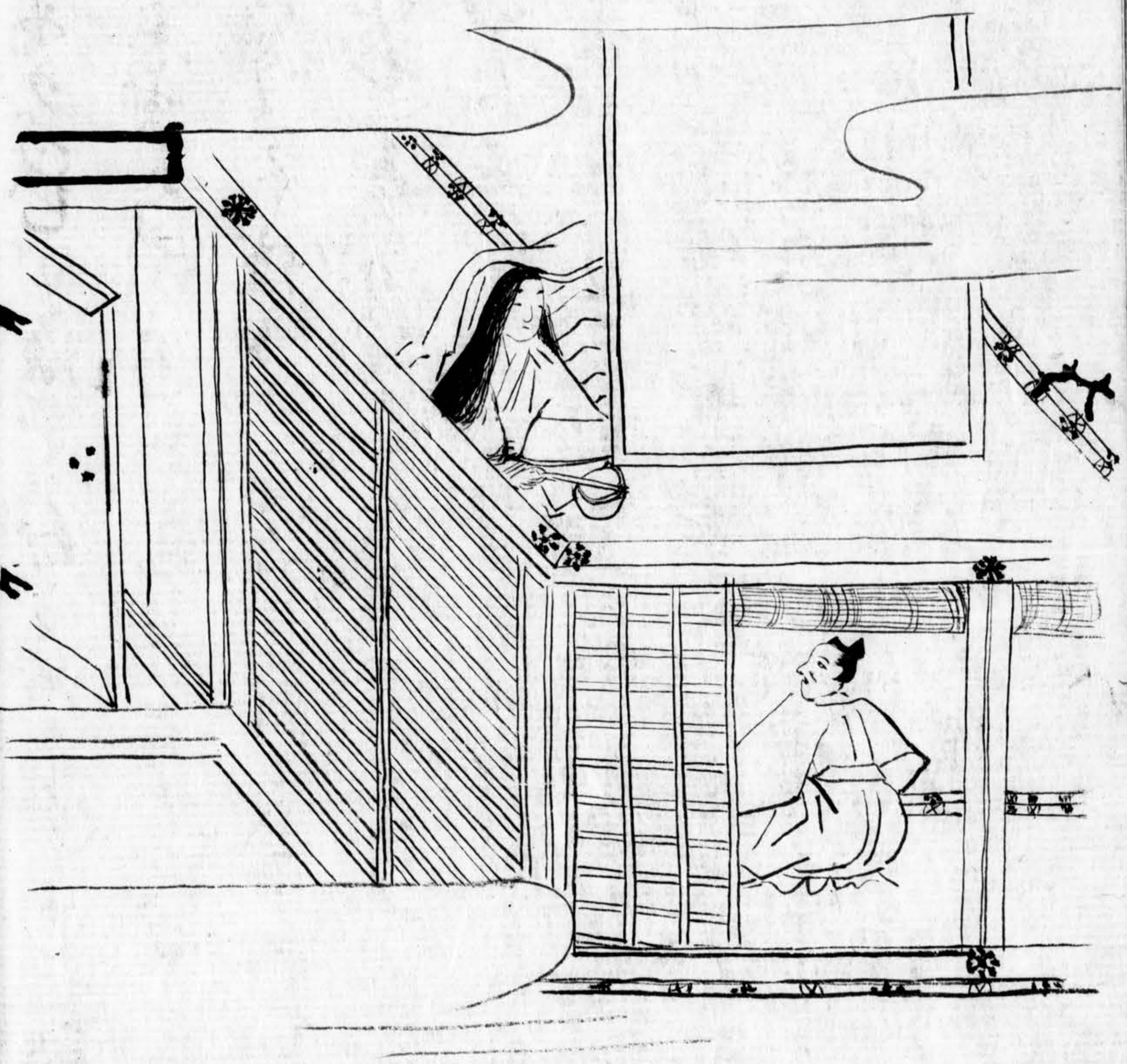

同二日 之家 大名 外様之内 御供頭 申次頭
蠶之 節翔頭 知行之
御部屋頭 走頭 上臈頭 年寄ハ翔見斗之
御仕舞事 東様以下ハ翔見斗致也
御饗応 京極加賀守 所ハ御内所様頭役致
国持 五ヶ国 知行之

一 垸飯 於公儀成箱 来ル 出仕付之同意之
一 御太刀 金覆輪 金上 三振 五ヶ月九日也
一 御對面同様並御事
菅領 御相伴衆 国持 外様之内女人

貴人御相伴　出家之

一　御対面所へ御出家召出され候て御相伴申候一献より
後ハ御出家と御対面所よりさんのさハおりさうら
あるハ相伴はてゝ御出家の時の継御同也
人数何篇の時も二度三度めも通御同也
人たりともおくまて高畳の上座一人ハ御座元
よりも進てさんのきハ相伴はて御出家を
召候て継目にて召退出して高畳の
上座の対面所てさんのさハへ御入
召退してさての盃亭同数ハ御盃亭列

御祝様之義御出家ハ膳の前に御相伴之されれ
三つ盃三つ献ちかひ候て御盃ハ膳
御人数三献めも所めちかいしてさう
はさらつきのうへ一とおりさこしめしをかまて
時は前の人は銚子を持御前の右にかまへて

一
其御盃はさて候も御ふる中にまいるへしと
しかしこのは御つけられ候ハしきかりかえして膳わ
はこをもて其よりは人に御前まへ小ハ
御盃一つもまいらせ候て御盃を人にて
[illegible]

一

さしの方にて立あかりて目たり足をたてかけれ候ハゞ
銚子を取て執り御盃乃中ほどにて立ち候ば家来よ
りこなたに成候て渡して並て一所にそろえて御
銚子の上にならべて候を給と家子三献以下上の御盃
頂戴の衆一人充致候ハゞ
御太刀金 三進上之 三献
まつ肴織乃人持出て 御家中にて御盃
頂いて引さしかけて上の盃頂戴して退出之
此長乃事は衆各頂戴して退出之後御同前
次 出座以下御相伴衆一人充銘々同上之盃頂戴之

次 國持衆銘々同御盃頂戴 此盃御前
　細川陸奥守
　京極加賀守　但銘々国持嫡子衆 其外嫡子之衆同盃頂戴之
次 御家老衆一人充銘々同上盃頂戴し左様にて
後一人ゟ敵をかけて御敵を致一人ゟ御盃
頂戴仕らせ候頂戴して銘々退出之後御敵
銘々ゟ一人御銚子を持出し御次第相
ゟ座敷之御方は一度に持出し候て並べ置之
其余人銘々にて御三盃し御膳を出し
御上ニ御盃頂戴之上にて退出有之候

次　菊并錦襴袱紗ニハ一色ニ而居ル三上　小笠原中務　稲葉信濃守

　　被御目見

次　公家衆御さいのさしく公家衆退出之

三献過而御太刀金馬代　御前ニ而被下之

御前之方ヘ向見ゆるのとき御手ヨリ退

御公家衆一人（元禄年中）公家衆のうしく御前

ニ而御手渡之　こと〳〵く公家衆退出之後御次さいのきく〳〵年々

　　被下之　御手〳〵御書院御間ニ而被下

一　年始御太刀馬代献上之輩毎年〈今日〉ニ而西向松御庭（〈広縁〉）

御代家御鞍御覧被仰付之　一色御厩ニ而被下之御馬をもって

　　武具之

御座敷ニ而

御座敷ヘ出御被為成広縁より被遊候之御鐙被遊候

ヘかて御鞍を被成御縁側御覧之上ニ而御例之通り御四畳

年中行事ニ被仰付（〈年中行事之〉）被遊一人ハ年中行事之御間

より御上段被遊候ニ而又（〈御帰四時〉）御帰

御馬の御覧被遊候御馬奉行ニ而御前ニ而被仰付

其後常徳院殿御時分ハ御奉行小笠原家ヘ被

仰付候得共被遊候は御座敷ハ小笠原家御役被為遊

のうしく御奉行小笠原家ニ而役之

一　御服一重ハ御厩ニ而四畳

一　椀飯　御引物之御対面之

一　管領ハ年始御祝儀之　椀飯御対面ニ而　御引物之　同上様

も御成候之先上る安濃御成候て少し遠見もし
御座候て御常様御成候之両御所共御供衆御裏
打之走衆ハ小者御供也　上様ニ是ハ未御中間衆
御輿のさきへ二行に参也　今日も　御成儀常
衆ハ其外御相伴衆大名不及申従候之　東寺迄
も有し　この御成しも應仁乱前之事也

同三日　公家　大名　御様内　御供衆　申次衆
番衆　節朔衆　出仕之
御部屋衆　走衆　上池院　千秋ハ朔日斗也
御所家衆　奉行衆以下ハ朔日斗参也
細川讃岐守　京極加賀守ハ御相伴衆之由准
国持五ケ日出仕之

一　埦飯　京極大膳大夫持清　大館満年々勤之也
一　御太刀　金面後藤　進上　三職　五ケ日ともに是之
一　御對面同御盃御事也
管領　御相伴衆　国持　御様内　同人　番頭朔衆
一　御對面所へ　御出座以前より御供衆一列に
公家衆も之
次に御座所御對面所よりさいのさをさうち候て
御中程御供衆時刻ニ御出候ニ也

人数何ほとの時も三度二度めも御同前なるへし
一人先拂とゆくこと無く當番所より次の人ハ御給
仕りて進すへきのことに候後ハ 御身者皆
給仕を致し御門院ありて退出ありて當番より
次御對面所のさいのさきへ参りて面ニ而人
取退しさて御二番参同数盃を参れ は敵
らす事く其御盃ハやんの元ハ何にて法元として御
三盃三つ取りて開き其後杯に盃を船
御人数二折中も其中も取りて入りさらに
盃さらつきの上一と代てさとしめて候て

時御敵の人ハ銚子伐まつ御前ハ次之小盆にて
其御盃せんとて上ときよし御つかはさるる也人
まとしりよく御卿つら家御にハさかつきをなし
其脇乃御之の盃にても其上のもの之人数の人ハ
御前の写乃中ちにて盃一つも當てさら給ふ也
其杯く御盃ニハ中ち多数而御前其通之若
給ふとにさし出て置かへさせてにかつき之入盃
中つ其銚子を取りて杯て御盃乃写ち盃なる
取りてさ通さ成る長てにさらつきを一つ
とり給へ其銚子も上に置きしなし侍り歳り

一　三職以下御盃頂戴之節一人充被召出候て
御太刀金三進上之　三職
其後三職之人持参之　御前ニ差置候而
頂キニ引さかりて御盃頂戴して退
出之節者御手ニ而銚子頂戴して退出仕
次　同之
次　出石安以下御相伴衆一人充被召出御盃頂戴
也　附世同前
次　同朋衆被召同御盃頂戴之　附世同前
次　御腰物依被催同朋衆ニ而御相伴衆又者老中頂戴之

次　御供衆一人充被召同御盃頂戴之名前之
後一人御敷御かつらく御敷の役人出仕
御盃頂戴仕候之上頂戴之被退之後
御敷中ニさし出して一人ニ銚子を持せて
羽二御盃を四方ニ而一度に持出之
置之且又一人被召ニて御三盃之
も之何も御盃頂戴之
次　番頭并御供衆中之　三上　一色何某　小笠原　中條　松平
次　其外御同之
次　公家之次ニさいの人ゝ公家之人ゝ三献

まゐて御太刀一まて　御前ゟ御ぬかせられて

御前の右左ゟ向乃ゟさのまゝに持て退

ハ公家衆一人ハ先公家の方ゟ公家衆ハ衆

前小路ゟ公家衆相伴してさく中次さいの

きうし人参らせ候へき也人ハ列座御前へ

罷出給ふ也

同四日

公家　大名　御相伴　御供衆　申次衆

番頭　上様同朋一両人并　安藝大炊　其外対面　奉行

醫師　陰陽　藝阿　右筆　観世也

一　武家衆今日ハ小袖を持らるゝ也

一　御扇子六本進上　藝阿　毎年今日如此也

一　御對面次第事

三職　御相伴衆　国持衆　外様　番頭衆　上様同朋一両人并　安藝大炊　其外対面　奉行　右筆　観世也

一　御對面所へ当番衆ゟ御前の御供衆申次衆一列ニ小路を出座せしめ御對面有之さいのきうかさなりそろ御小袖役ハ当番の時刻ニ同朋ニ加へ参人数ハ何もさの時まで二度三度も之御目かけ一人宛なれハ其番申次一人ハ御供衆ゟも進らくさいのきうに祗候也　当番の衆を召侍

罷出ル、御返答之趣、番頭次江對面
所のさいわまての事ニ而、御對面と申入ル
一 御奏聞 在京之 在国之 参勤之由、申次さいのきまて入来ル
向ニ而申入ル
次 三職 御相伴衆 同格衆一人宛ニ而申ス也
申て退出ナリ
次 御供衆 御部屋衆 依役職雖不持国申也
外様衆一人宛ニ而申之 二通ニ朔日并ニ盆前後 衆ハ又ニ日ニ各出仕之ニ通ニ肩衣 同前
次 公家 申次さいのきまて入来ル、公家ヨリ入て

日野殿 三條殿 計御出之時ハ上ニ通而其御意候出仕衆
之前ニ御對面、武家衆之出候而之時ニ申次
何茂申入ル、ミ御くこまる
次 大外様衆 申次在之
次 番頭衆 外番 上様ニ被召出人 時々為朝事 母衣衆為御太刀
次 奉行衆
次 以扇子二本進上ル
藪河 毎年今日 式目之
次 公家申次さいのきまて入来ル、公家ヨリ入て

右同断同席ニ而被召出候事

次 醫師

次 若道事 ト次ニ而若道事より入て相済

（右ニ而済候）

次 觀世御目見之二之御拝事ト次さいのさら之

次ニ而觀世とト入ル御對面所ニ而ノ了御

謡子を相勤て上様へ相当りさせて觀世

大夫同席ニ而上ル両人次ニ而上ル入ル亮之相

上道へ次若觀世御目見之ト次芸同ハ御稼り

相仕芸度ニ謡子成ル次ト而ハ彼して

さいのさら之次ニ而上ル[illegible]

別帯御酒ハ羅御無之而先御被附ニ而御出之

並而御と相中ニ毛ミ迄と致し

一 上様御被召人史当相役御席今出之ゟ名字り

右中ニ之当時地面中ニ開ゟ[illegible]

一 安人御仍名字成被之

一 藤阿弥上ル御名文ゟ次御對面所さいのさら之

右二年相勤て藤阿弥上ル入て能ゟ相勤候

てさらし藤阿弥御目之さら小之今日御對面こと

之名相之御年ゟ向上ル仕度之在文名

成藤阿弥上ル入て御前小相て相藤阿弥相勤

大和猿楽四座之上役被召出候ニ付奉行衆　醫師　同朋　春日　宗家　宝生　其外観世大夫之二世大館尚氏

一定行ハ張湯帥ニテ善道ニテ宗家ノ治ニハキテ其中大夫トモレシ善道事モ宗家善ニテ定行ト
文明十二年閏四月記ニ能之儀ノ治コトクニテ之カト善道事ト定行相中也
イタシテ御覧候処如前ニ仍此分之ニ

以

一 善道事ト申ハ能ニ付御...之事左様之御座候ニ付...
次　観世殿同道之ニ而拝事ト申次さいのきう之
　事々観世と申入候処御対面所ニ而御
　目見也申候処御縁ニ参候て観世
　座同前ニ御座候而人事ニ入候
　其道ニ観世殿同道ニ申候処御縁ニ
　役候者御座候て御座候処ニ付而
　さいのきう之事々御座候と申候也

則常御殿ニ罷出候而御座候処ニ
事々能と御座候処此事ニ候

一 上様御被召人也　当御役御座合候処御座候
　者御中々当時御座候由聞召候
一 両人ニ御座候而仍御座候由候

一 蔵人所ニ而御座候処御対面さいきう参候
　一 御前二年御事ニ而蔵人所ニ参候て相談御座候
　　てさきう蔵人所御座候処小人今日御対面之事
　　之候相談之御事ニ向ニ而其座文之事
　成蔵人所ニ而候て御前小番ニ而候蔵人所相談

然間此後ハ当道之叔父之家安藤内蔵に
被仰付旨申上之にて直ニ其趣云付て候
然処同三郎ハ先年より御扶持を被下御対面相
遂候ハ無其儀候処此度ハ其身可相遂之同
両日中ニ先例 上覧猿楽之儀

一 覚阿弥事ハ兼而勤候時ハ文之趣仁而後
常徳院殿御代兼而勤仕候処其後ハ何ゆへ一流分
なり其後文被召置候而今日両度之家
元而是之丈大和猿楽綱男郷 京極加賀守
と一段の御祝儀之

一 今日於三間御殿一献有之 一番元ヤ御酒ニ而
一番ニ付 綱淡路守中元一人ニ祝儀之出羽守ニ元ニ祝儀之道
出候元事ハ当年ハ相済ニ観世祝儀仕ヘしと
申之

一 御服於三間出御之一 一番ニ付 綱淡路守事之道

一 御服同 新三一 観世大夫

一 御成之 御風呂 御供奉寛之畢 御成之

一 今日式日 各出仕之元 上様へ御礼ニ出羽守事先
両人御対面相済候而 其日大夫御前小侍所ニ而御礼
相済候而一人宛参ニ而御礼申上之 上様への御礼

事ゟ　上﨟小経(?)侍し中﨟しら差遣し
致見舞ハ今日小かきりて　御所様へ中﨟
かりら春日女房ゟ中﨟ゟ差上候へハいかにも宜敷ら
やう也
一　同日　右京大夫　御乳人　御局　伊予　仁和　上様
関東(?)无(?)
一　御湯典(?)　御はかま　御仕(?)立　毎年二月差上
一　菓物　五種ニ進上　右京大夫　毎年二月差上
一　同　進上　修理守　毎年二月差上
一　御盃　右ニ参列　御出女　[illegible]例　毎年今日差上
一　御對面御宮事　例差上
一　御對面所へ　右御方以法花申候元一列御出
右御方より御對面所へのさいの事を伺
相小経侍仕候　右御方の時右御同前ニ而
人数何ニ付右二度三度申ニ而右同前ニ而
一人ニ而候ても右御番ニ而次一人ハ以法
花ニ而上進上のさいのさ候小経侍也　御方
侍ニ而候も御同様右退出ニ而御番ニ而次ニ
對面所のさいさき(?)人ニ候ハ右京大夫御乳人
と一度ニ入候て[illegible]退候ハ[illegible]

一　吉良殿先江御参之御對面所のさいの間ニ而
　右之趣ニ而引退出之候之
次　御門跡石橋殿之御一人先ニ参之右之趣ニ而
　退出之候之
次　仁木上杉一人先ニ参之（是ハ何れも一人ツヽ入レ而）
次　関東衆ニ者さいの間ニ入ル夫ゟ関東衆
　一人（錦山殿御家一人ツヽ被遣）一人先ニ参之二三後ニ入候之
　さいの間ニ参而御さかさ入ニ者常之所
　へ罷出候之
一　御練貫二重吉良殿御退出之後御使ニ而被下之（練貫同断）
一　同　一重　石橋殿　御服
一　同　一重　御門跡　御服　一同　一重　仁木　上杉
一　同　一重　関東衆　之
一　御練貫御服之事吉良殿御一人へ者前ニ而被下候外
　御使ニ而被下石橋殿御門跡殿以下ニ者御使ニ而仁木上杉
　関東衆迄へ者右之趣ニ而退出之後被下候
　同前ニ而者御練貫御對面所ニ而御前ニ而
　被下候事ニ而候之一段ニ而被下候
　ニ而御頂戴之御前を退出候也
此段如正月朔日之事へ

一 御盃八寸ニて

一 吉良殿ゟ御盃頂戴之事 今日ハ家例
ニて出ル之 先之先規ニて 御對面所 無之者
申入 之以 毎年御對面所ヘ入 御對面以前無之ニ付
簾無之ニも [illegible] 候 [illegible] 之

一 御成之節 弓削 [illegible] 毎年之 南蔵ノ付 正月中
[illegible] 御成之上 [illegible] 之 御成 仍御
相伴衆以下 相從 [illegible] 中楽之 観世仕

一 同七日 公家 大名 國持 外様内 侍従以上
嫡子 嫡孫 布衣 [illegible] 小普請之

一 強飯 赤松伊豆守相勤 古来代々勤之 付之同前

一 御太刀 金西陣 三職 [illegible] 上之

一 御薬 進上 外郎 毎年今日上之

一 御内書 認成下 右京大夫 家例 毎年今日上之

一 御對面同 御盃頂戴之事
三職 御相伴衆 國持 准当人 侍従 嫡子 嫡孫
外様 公家 同断

一 御對面所ヘ御出座以前 御供衆 御相伴衆 一列ニ
[illegible] 御對面所 [illegible] さいの [illegible]
[illegible] 御出座之時 [illegible] 同

かくて又人数何ほどの時も二度三度にても同じ
ことに返一人宛取よく次第に御酒次人
まで御流ゟも進らせ候さいはいかにも祝儀仕
なり御前を守て取るは又三と勝手御用意
にて御退出し御酌し御対面所のさいはい
さる人参りて御退出しさて御三献
御肴も御盃も出御敵ゟ参りて御さいはいせん
御いつも御流御盃さて御三献に取りて御前
もさは御盃を御膳御人数三所にても五所
ともさらにひとさまざまに御盃の上一とは候ぞ

こしかけ参りて御前の人御銚子ゟまいる
御前の盃のやうにして其御盃のとて取かゝ
ふくの御かけを御人渡して御酌にまいる
さて御前の御膳御三盃取て其上にて人渡して
御前にてまゐる御盃一つにさげて其御盃
の御盃を人に渡して其後御前に通御前の
小さしの御盃を参りてさて御前の人に小盃を参る
御銚子取て取て御盃の四方をさして御所へ
参るさて其後にゆづりまゐらせて
御銚子の上をも人にも御渡しに三献以下の御盃

一 頂戴之衆一人宛ニ而参上ニ付
御太刀 金三 進上之 三献
まつ頂戴之人持参之 御前ニ而退キ而後ニ
て引さしあけて盃頂戴之退出也 但其
次第之衆銘々頂戴之退出之旨同し
次 山城守以下出羽守衆一人宛ニ而同ニ盃頂戴之 附右同前
次 国持衆一人宛ニ而同ニ盃頂戴 附右同前
次 細川越中守 松平加賀守 但被准国持候為御礼衆 又右同断付 又右盃頂戴之 同前之
次 御譜代衆一人宛ニ而同ニ盃頂戴之旨右之通
後一人ニ而敵小なとりて御敵の後人ニ而も盃

頂戴仕候也之 頂戴之退出之上ニ而後御小御敵ニ
されニ付人ニ銚子を持参ニ而右之衆銘々
御盃を御前ニ而も一度小持参ニ而出之
其外余人ニ而も右之通御盃の御膳ニ而も同ニ
中ニ御盃頂戴そこ通(?)あり
次 御肴并御前御膳衆ニ而 一色右近 小笠原 中条 織部 三上 松平 牧野
次 継御肴之
外御前今同進上仕候御茶衆御次持参ニ而
御對面所のさいのきハあそ御前ニ而
中入ニ而継ニ而同然しかして引くるて

ゆけへハ進之人ハ居りて外席御座間へ退出
は楽事　御前ゟも越し引うちてまいらせあはれ
の門ゟ出へまいり御前を御座間之退し
きとしらし

次

公家中よりさいのさき人ゆくて公家ゟ参る人へて蔵
進上して御太刀を御てく　御前中しとゟつて
御前のしるしをむきひねり渡しは左もあそ参りとく
退之人は公家衆一人あらはれ之公家のものとくき
先前女中衆しハりし之公家衆相まいらせて

次

田楽廻御門之出居御舞事ゟ次さいのさき人ハ
ゆくて田楽ゟ来人へて御対面所之門ゟり御参
を御ゟてはるへ入へ御ゆるし御ゆるしの参よ之人
お御一人宛出門よりゆるし之参上せ下されて
親女ゟを廻御門前を同し庭之へ宮村之中へ
次其は名人乃上ん御祝儀仕り之後は御盃をなて
中小御座しりてさいのさきへゆるし縁より
ともしとも人へ之門　帯御所へ還御之西元服
宮村殿上人へゆるしもしとらぬはしゆるしと
記し

一 同日評定衆 御伴衆中 外様衆 護持僧 法中 奉行

一 御香水 進上 八幡 善法寺

一 同 進上 八坂 社務

一 同 進上 同寺 執行

一 御対面次第事

評定衆 奉行 法中 護持僧達

一 御対面所へ 出御なされ 御供衆中 外様衆一通り

御礼 御対面 すでに御対面所よりのさいのきさにおなり

ありて外様に祗候候て 出仕の時剋 御次之間なり

人数あまりの時は二度三度にも 御次御間之一人

先なくしてあまく御出し 高畠中務一人 御供衆の

ものまたくさいのきさに 祗候候之 外様衆を 召侍

衆たち 御次御間へ 出られて 奏者にて 高畠中務にて

御対面所のさいのきさへ参り 評定衆と一人

て退くへし

一 評定衆 摂津 町野 二階堂 此三人 一人充 御次御間之

摂津を始として評定衆 朔日 参勤 今日 無

出仕之 されて 御次之人して

次 奉行 参り 申して さて 御前 さいのきさへ 参る

法中 とか 参る

次　法中一人充ら来之寺門　小野法師ハ不充

松梅院　妙蔵院　寶成院　密乗院　常浄院

常光院　（法中なるへし）　慈心院

次　護持僧達ニ至ても殿上人ニ至り候て其極前

護持僧ニも人ハ封国所の内より法中

其内年中参追ニ一人充之来を有之候

加持在之退出時寺門　三方様被遊御勢之

なりさるく護持僧ニてる無之不

来法中も出い来之候の節ニても不

殿上人ハ法子のさいてさる人ハ来り前ハ法

之又ハ小へく出縁より御したる人之ハ別　常

御所ヘ罷出候節其節若殿上人ヘ不参時ハ参り

御ヘ参ル人限り勤之其限拝同し候殿上人雖

勤御座し常々申候弁取次ハ参之也此ハ縁ニ

相断候之

一　護持僧ニ仰之ハ紙令

聖護院殿　実相院殿　大覚寺殿　円満院殿

三宝院殿　住心院殿　若王子以下不在之

一　三方様江被遊御方事加様之旨之紙令

御室　梶井殿　青蓮院殿　聖護院殿

一　三寶院殿　實相院殿　妙法院殿　竹門殿
此外未ニ而人々此御人数ニ准后ゆゑニ而人着
可被遊候　但又門跡ゆゑニ而人々若維准后
ゆゑニ而人なくとも御会也御遊候
一　小野法中ニ上日如く参賀之それより加様ニ歴々
ニ而人数之外ニ参賀之挑之許定元より
法中より人々則名ニ而之其外ニ元より人
て御覧ニ而人数達ニ候
一　断ゝ御香水之事以年中何ゝ人ゝ則ニ而達し前
御頂戴之ゆゑそむきゆゑ八通度々之

維御對面家中ゆゑ参上ゆゑ相るてゝくゝ以年中
何ゝ人之
同十日　大名　御使者　御使者　判門田
摂家　門跡　公家　法中参賀
一　初朔二千　白馬一進上　京極大膳大夫　毎年今日参勤之
一　白馬一進上　判門田　毎年正月関東官領上杉執事之　式日也
一　御對面之事
三職　御相伴衆　國持衆　外様　公家ハ　日野殿　三条殿
日　公家　判門田
摂家　門跡　典薬　官外記

一 御對面所へ出御之前ニ御傳奏衆一列ニ
御次之間ニ着座して御對面所ゟさいのさきへ候さ被出して
相ニ祗候仕ル 出御の時刻御開ニ而御前へ人数
何ほとの時ハ二度三度ニも御障子明キ一人先
ツとゆくべきもの罷出中ニ一人ハ出御之衆ゟも
立てさいのさきより祗候仕之 御前御成ニ而御障子開之
御障子開而御後ニ罷出中ニ御對面所先
さいのさきへ参りて御礼申上て退出之

一 三職 御相伴衆ゟ一列ニ而御對面所へ致
参候而一度ニ御礼申上て退出之

次 國持衆一人宛被参御礼申上て退出之 同前准 細川奥 京兆
其外人々退出之
次 御供衆
次 公家中ハさいのさきへ参りて公家衆ゟ一人宛て 同姓衆 三条殿
計ら参之御礼申上て御後ニ出仕衆之
次 公家一人宛被参之 三条殿年始之御礼申上ル 日野
参賀の衆之 日野殿 三條殿 ハ御後衆中ゟ御前へ
参して小座敷ニ而かてさへしこの公家衆ゟ参上
ても中ハさいのさきへ参りて判御申
へく

次

判(?)門跡御見之者御拝ある時はさいのさうへ参て
しきたいとる人て御対面所北門より御降子様(?)
へ御けやて御縁へ非常御通ニ相定し新庭上伺(?)
御門之庭上に何かと申御問楽(?)あるしき御門
所と同し庭上之へ参り御ある時は庭上之ニ有下
し程能(?)仕之〔?〕後ろより御縁の上へ非常御降子の
さいのさうへ参て同御着見御縁やうへ御
出之より御とると人之御降子ある後まで

一 竟(?)あつて参上(?)役之〔?〕御成〔?〕御来と存知
又御対面所へ御出御より猶家(?)御対面之経(?)

[illegible]

次

猶家(?)之上は殿上人給へ候之者猶拝(?)有対面所の
さいのさうへ参て猶家者又門跡とる人て
御たゞ時(?)はしまし御降子あ之一人見は参り之は退
御時御縁近く進み有は人之さて門跡見一人
見は参こえ(?)としても此は何もいたさう
典薬并安知記(?)不し經(?)御門之所へより参る
として両人見はさいはつく小参之一ニ後より
殿上人は御降子あんさいのさうへ参て存知(?)者の
身ある御縁やうへ御縁よりとり人て
常の御所へ還御此之(?)後に若殿上人参

附ル者ハ戸次ヘ返納之ニ付拝借ヘ返
献上人ハ御用ノ節ハ常戸ニ而并旧借元ヨリ西之縁
の脇ニ相候ニ付之ハ月渡持参之者ハ本家上段ニ而御目見之
今日ハ拾家門跡御本丸献上之人ハ戸次
振ニ同前之

一 赤渡出仕之節ハ附ル者ハ御当日出仕之節赤渡出仕無之ニ付附ル者
乙名以下武家元 本家之乙家中ニて 三ヶ日目見なし 今日八ツ半頃出来之処
附ル者宿前ヘ罷出候之人ハ戸次乙家ヘ参ル
今日は年頭ニ付献上之小判ニ手乙家元ヘ参申候
三ヶ渡小判門田ニ相渡候則受取候ニ付返済

拾家門跡并引つゝきて典薬安部ヘまゐらせ対面之今日ハ
このあるゝ返之

同十一日　長老達　御伴ニて　進参司　真木鳰

一 御渡　進上　進参司　毎年今日定之

一 御普請始　毎年　今日より弐日之定之　一統御普請役御入用金差上　留守居

一 御評定始　毎年　今日弐日之定　式部丞並寺社

一 御対面始之事　真木鳰　進参司　長老達　御伴

一 御対面所ヘ御出御ニ付御尋元戸ヘ御元一刻了

次ニ御座敷ゟ對面所江さいのきをもちなさる
何方ニ而も御祝儀候ハヽ上段ニ付御附中ニ可有之
人数何茂其内ニ二度三度ニ而惣員之一人宛
能と申て其事ニ而當番之者次第一人ツヽ御請見
より先さいのきを祝儀ニ之御差出を
其侍中ゟ之惣御門役人共當番
申次ゟ對面所のさいのきを申上るの際
申入て

上下着総員之

次

遊ばる月ゟ之一家様祢今日進上仕候段を

申次待合中より御對面所ゟさいのきを申て
遊ばる月と申入てさてさいの間へ参り御定
之間しのし之御頂戴何も其申て相退く
御総門之御馬場之と頂戴申しせくら
かゝりと申さる之

次

長老遣これは羅邦らる之一家拝當
其のさいのきを参り長老遣とゟ入る
御家相と参加之とゟ對面所の間まで
両代ゟ遣る代わりて相済し長老遣一
通り参り御對面所の間にて各段

見合て一度ニ礼らるゝ退出之時送之
され候諸家ハ縁のさい此方へ参らるゝ御
弟子をつれられ候事有之其後
ハ次ニ対面所のさいまて参らるゝ人御弟
子もたらる人ニて如前々西ニ弟子をめし候て
御坊中南都衆一乗院大乗院ニ下一人先ニ参之退出
の時ニ送らるゝ也其後ハ次ニ縁のさいのさ
之ニ参らるゝ弟子の其度迄ハ自身ハ送らるゝ之
ハかく御縁ニかりいたし候ハ人之也ハ帯

以

此御所ハ還御成之

一 此御方ハ御送迎ハ候ハゝ南都衆ハ門跡御座の方ハ中を
御成ハ其次の御縁の時も不及送申候
公家衆ハ御対面所の御門迄参らるゝ衆ハ西之衆御縁之

無其儀候衆ハとて
西之衆ハ

一 いつれもさしつけ西衆ハ御弟子をめし申さるゝ
御縁迄も召寄られ候西衆摂家清花ハ御縁迄召ニ西
衆の門より口ハいつれも公家衆ハ一段御縁之可為
然間御事ハ西衆無相違公家ハ摂家清花若
年衆ハ西ハかまいて御縁のよしかしも其衆のにしも中も
可有然間之とも之節も此方之儀も一向ハ不可也

らく出西より来りそれよりかさこゆうちよく紙
以上之品も加へ候小袖箱ニつ宛也差上ル
御返右正月十日両人方ニ而致候得共也（典薬 安仙院）方ゟも両
ゟり献上之節若年寄一人も参り候得共只（典薬 安仙院）
計として両ニ而ニ参り候得共以前之通り別段ニ付前々
前文頂物をも相伝候得共是ニ元和年中
参り前之文之両人も宛以ニ被来候事ニ付其
時之定日々取扱及ましき事之候今之家
中之通之此官位之事より之きし

一 御評定始 未刻 管領并評定衆ニハ（摂津二階堂 佐々木町野）
寺社奉行衆以下出仕之 此儀も応仁乱前迄之事

同十二日 御中宗衆

一 御蔵出 未刻 武家（御参例毎年 今日也）

一 御対面御礼事
宗衆 御中 御堂

一 御対面所ニ御出座以前ニ御借衆中少衆一列ニ
ならひ居候と以対面有之此さいのさきにさゝれ候
御小袖を候得共御懐中ニ付別懸之間之人数程
此時も二度三度少も御間小雨ニ付二人宛

於小書院西御番所申次一人より院家より
も申上さいのさにて相済候而御取次候儀
之ゝ總御門跡ぇも申上退出ゝ西御番所申次ニ対面
所のさいのさ之人申ゝ宇治御礼ニ参ル
宇治御礼名一人宛總目之

次

次

法中　法中ニ而さいのさ申上合て
一人宛之多分者遠院家門徒之
御堂　ミ宗徒之免ニ而致上人継目之其外拝御堂
ニ而申入之御対面之内より院家と[illegible]
申さ事ゝ御対面者西門ゟ寄来之御縁之
被遣申之さて申ゝ致上人ゟ院家のさいれ

さ之ゝ宗同寺者御出之人ゟもて御縁ニ而
と被申之下各常御所置所江罷出ル者致
上人ゟ申時者常ゝ申次ゟ又退出論ゟ
其様拝同ゝ退散上人雖被申次常ゟ次
并御絵元ゟ而ゝ御定之人者脇ゟ相候之

一　御能在之東新　武家毎年今日式日ゟ　上様者御成無之仍
此新御礼当日ゟ御礼之外相候ゟ之申楽有之
観世仕ル

同十二日　門跡　法中無之　賀茂岸参詣之
同日　申楽

一 御對面御参事

賀茂輩　法中　先令　真性院　同右
　　　　　　　元　　年初院

門跡

一 御對面所へ御出座前より御借衣にて一列にて
御出御着座之上御對面所上段之のきはにてさかる
御前ニ御縁側にて御着座付候　御中申ヶ敷之
人数あるものは二度三度ニも總用之一人
先程とゐ之こ御前申入一人毎御借衣ニ
も進さりさいさ本ニ縁側え御着座被傳
らく總用ニて退出ニて御前申入御對面所
のさいのまて入候て

一 賀茂輩ニて賀茂輩とも一人一人
先退
又 法中是もさいのきにて入候て法中ゐへき又
て一人先退
又 同居總用之上御挨拶之前ニ而御申入さい
のさり入候て同居とも入て御對面所内より
御縁ゑ同ミりさ座之御門ゐ与西之
庭上ニ而一同拝禮等下田樂ニとの總
御所よ見て御通り庭之入候て附申入候

御縁の事祝儀仕之候後ニ次御法中のさいの企之

第ニ付候ハ御縁ありし御縁ともに候へとも

（御法中ニも可有之候事）

是ハ右之人之事ニ存候処ニ一家中ニ而又十日判ニ付御対面之上ニ而御子之人々之趣意之段ニ付御於会釈段之の事然是ハ其の事ニ付御会釈而可然奉存候事ニ候ヘトモ其段可為遺

一 先例ニ而門跡方両方被申候ニ付又今度御法中（

以後ハ御会釈も可致候事又御対面所（参候者

古格家老 御対面の節ニ被仰付候事又御乗輿者

以下

又御参之節ニ可被下候事

次 門跡方 権中納言 以下一人宛ニ而参上之）

先君殿上人参入之節拝御対面所のさい

此等之人々参入門跡方之節へ参入依而両度

御法中之内壱人宛被参候其上御縁ニ付

之通ニ之茂御懸ニ而殿上人之法中のさいハ

（其余之内ニも御縁ありし御縁ともに候へ）

とも之人々ハ常御所（還御ニ也）

顕長卿 御若殿上人并中納言常

ニ次ニ人ニ而論之候殿上人候ニ付常

申入候 御法中御法中ニ付而仍御法中ニ付而祝儀

候之

一 妙法院殿ゟ事 去ル廿七日ゟ御煩之由今日十二日来ル
候ゟ鳥渡准后又ハ家門跡ゟ御入候ハゝ可被致
遣之也

同十四日

一 於御会所 未刻 三時分 一献ありて同 上様も御座之
其時様挨拶ハ申ゟ 各家被下之（其所御取合の御意のまゝ）
又（日野殿 御供衆）女房人ハ御酒を同ゟ被仰出候
花見し 上様御覧被下之（日野殿ハ御相伴也 御供衆）
御しほ候 計 小ゟ被申之

一 さぎちやうの事 及晩ニ鳥羽殿ゟ被申之也
中ノ三間ニ御座敷ニ御棚（御飾ありて過ごしに
ゟ御座候ニ常御所（黒御座之）
上様ゟ 御所様 さぎちやうを御覧之間
常御所（黒御座ゟ之）

一 松囃子事 夜ニ入テ 御両所 松の庭 観世仕之
（御所様 上様ハ）御覧被成候也
（御所様ゟ御座 御相伴衆 各々御酒被下之）

同 御酌人数之事
日野殿 三条殿 烏丸殿 飛鳥井殿 按察納言
管領 細川讃岐守 一色殿 御供衆ゟ之

杉戸庭面より北之椽并右衛門小組候之ニ而参
之人を以て申達ス又御膳部口迄罷出同組候間
走衆者六人庭上ニ而御渡し組候也

一 御門跡御成之節組候 呉服所 鳥山所 等
御成之節ニ而も組候ニ而

同十八日 三家 大名 御相伴 御供衆 申次
黄熊 節朔衆 相役之

一 埦飯 山名伊予守教豊 当判相役之 附五月晦日

一 御太刀 金覆輪 進上 三職 五十月九日之

一 御太刀 金 進上 山名右衛門督入道宗全 毎年正月八日如三職 之

一 御對面同日於盃御事

三職 御相伴衆 国持 准国人 御供衆 番頭

節朔衆 三家まて

一 御對面所（御前座敷より御供衆申次衆一列ニ）

御しは座敷より對面所え此さいのさてにてさた有

何も御東組候ちて 御座敷ニ付候 御前にて定

人数何も其の時者二度三度申も同由定

一人宛罷出申て参候 御番衆戸次一人ハ御供衆

より申達候さいの申ニ而組候之 御近習衆

其時ハ後 總御門迄参て 右御縁まて 御番也

申次は對台所のさいはんまて人参りて両こへ入
こなたへ返しさせて御三盃召別ね〳〵御盃にて御酌
にて参之其御配膳に充たいは達も御膳充之させて
御三盃三つめのあと御膳にして其後ね〳〵御盃
御膳役人数三方小や五方小やも候て
又されはし御盃の上にはゆるさてこしまいらせ
あまりてハ御酌まいる人御銚子持まいる 御前のたゝミ
小色申て其御盃の御あとは候はゝ御かへの
御かよひまゐる人にまいらせし申次の人は御挨拶申して
さ候ハん御膳の御三盃まてもまいらせ候

申ハ御前の四方小や御盃一をいたさせ候て
まゐり御盃まゐらせ申して御前の四方盃御前通
御居の方にさしの申て参りさせ御相伴
申つる御銚子をまゐらせて御盃の四方申
台所にはこれをまいらせて長く御盃を法
御て御銚子をまいる人にて御待の藏三藏下
御盃頂戴候て一人完にまいらせし
一 御太刀金 三進上 三藏
まいる御藏の人持参にて 御前に色々
にて参らせ申して御盃頂戴候

次　退出之節其労ニ元ゟ手頃戴して退出之

同し

次　山科宰相以下相伴衆一人ゝ元ゟ手自御盃頂戴

附盃白土器

おり

次　出仕衆一人ゝ元ゟ手自御盃頂戴し　附盃白土器

御陪膳衆之
弁中納言之　御陪膳衆御陪膳衆元又ゟ御盃頂戴之（手自御盃之）

次　内侍衆一人ゝ元ゟ手自同御盃頂戴し於席て

落一人ゝ御敬ゝ所へ参りて御敬之役人ゝ申也

御盃頂戴御前也頂戴して退出之後

次　小御所下ざまへ一人ゝ御銚子役持参之

於多数御酌衆に四方ゟ也一度而持之

て御土器之節は余人ゟ承りて付御前之御盃よ

御膳ゟ也御前ゟ上御盃を授り候る御進りて

次　肴并御節類元へ　一通御膳　小御膳　中宗　後織衣秋　二上　御葉小

終りて

次　公家御次さいのさう人ゝ参りて公家と申して御蔵

進上し太刀今まで　御前中にてとりて

御前へ出て御のとひろさん　御ゟ是人ゝ出て

退出ゟ公家衆一人ゝ御くらゝ承之公家のさ

くれ前にさりし申しこころしくゟ来て

後ノ御頭さいのかみ之へ参りて候しかは人々に
常御所へ還御也

一 垸飯 未刻也 於對面所 山名伊豫守教豊 父右衛門入道宗全依為入道 代教豊勤仕之

二 御棒行 三献一献 御書院 此棒行ハ今朝ニ對面所ニテ別之

垸飯ニ至前ノ事之ニ南面松御庭ゟ参さき候ヘ共

其より御入ゟ御帰ニ至テ御對面所へ御成御座上

小袖進之

一 御杖 進上 大館 此子細ハ在別紙

同十六日

律家 淨華院 四條上人 定泉 西実

一 大般若經 於御前被轉讀 相國寺僧衆轉讀之毎

年 正五九 毎十六日 在之也

一 御太刀 余巻 進上 定泉 毎年今日在之

一 御太刀 余巻 進上 西實 毎年今日在之

一 御對面所御参事

律家 淨華院 赤山太子堂等之 速成就院 法勝寺 元應寺 妙行寺

善福寺 神護寺 泉涌寺 智恩寺

定泉 西實 四條上人

一 御對面所へ出御 当座御参ゟ御退出 御退出一刻〻

一　御くし出とは對面ありてさいのきゝにさき様
何かれに祗候仕候出當座時總目や人
数何ゟの時ニ三度ニ三度出も御間中かしこまり
一人先非とかく出申てる當番の次一人ハ諸侍
かりも進物とさいの前に祗候仕之當番者
侍衆と總目附て出退當番の次
御對面所のさいのきゝへ參て傳家法中と入て

一　傳家一人先參之

次　法中一人先参之

さて二度め次さいのきゝへ参て定泉寺覺
と申人諸氏一度申入て
次當定泉院太刀を御前へ持参してさいの内ニ
ゐて二礼して退出仕之ハ同四度も同じく
御太刀を持参して退出之ゟさて次さいの
きゝへ参りておゐて入之則常御所へ還御
成之

一　今日も傳家より候もとより傳家内
ある也本成も先規にて三度御事ハ二度中
ゐて先規のこと又傳家長老も
御進申さるゝハ末代しるしてかくこれ

一 永観門小浜之宗也と申候而僧家と申候て右
此末寺共智恩院之末明智恩院と申
候法中之法中ニ候之
一 定泉寺一度小定泉西堂と申候て浄土門なり
無別 其人ニ而右と申候事判門田下調世界の
外田楽なと願申候て其書籍之文三冊
書持無之一冊としらずに作る西堂定泉
教とも及候て懇ろに其年始文書御太刀成
進上仕候所御意得と存なから申候て
半紙

一 同十七日 岩淀 参賀
一 御所柿 壱籠 進上
一 御太刀一腰 金覆輪 進上 岩淀 但御太刀金覆輪者八年
依之先例之通ニ而御座候
一 綿 二十把 進上 同毎年之通式之
一 御対面所へ出御 御座候 御意を以御盃被下置候之 御
次之間ニ而御対面有之 いさゝかのさかなを被下置 御
相伴ニ而御座候 御酌之様ニ而御座候て御帰之人数
おまへ御対面之二度三度ニ而も御座候て御取次之一人
御対面之御挨拶申上候 以後一人ニ御座候て
も御座候さいふさ不都合仕候之御出座候

御かゝり総代として出退出之両書之状
御対面所の節はさく人参りて出座せしむ
入らる

一 御太刀金　出仕参賀之衆被拝出仕寺
ともに入て　いはもの西落中とにめ申して座
して参賀申上候に御太刀折参らさいの
奥へ参り候て退出之上落申次落中に此
さいのさく人参りて座次へ申しは稼ろ
相渡して披露申候て参り入之　名帯書
還御成る之

一 出仕寺年始之十七日式日　申して参賀之上同
かゝりて西の花はとし西の披露りて参し
只の時は始東花参賀之年始はに出かくらく

一 於御対面所に今日出仕寺よりへ参者付め参賀
之に出仕寺として参りへし

一 例年の通り鯛干事を以対面後参り候女
中向ヘ入らるし

一 御的始　奉射　事同記申まら場始して申し
射手乃花之人ら　三番二度　やなの々是を風ハかさ
打水干くてもるの両者出り候て近は乱お
支ふし廳に乱後之事干しして勤し御的

一 奉行衆人〻ニ進来之書付小冊ニ相渡之
公方様被仰出候様子之事

一 御寝殿之向殿上より公卿之御剣役一人之
縁ニ相渡ス右之公卿元ハ御手前之庭上小石
相渡之意元之人之間之

一 四足之御門通り罷出候人数事
三職以下国持衆并 御相伴衆 御供衆 御部屋衆 申次衆
御末衆 公家衆 諸大夫 奉行衆 諸侍衆
右之者ハ升ニ安じ御前ニ参上向の四足
之御門を通り着座之

一 御能ニ付御供衆ハ銀剣鍔ニ付候之

一 各御太刀進上之事 御前ニ而献盃之後 右之者
さいの方へ之次第に而御太刀進上之旨被仰付候
三職 御相伴衆 国持衆 准三人外様衆 御供衆
御部屋衆 走衆 御番衆 奉行衆 各々
並御太刀の進上之後

一 御所様 御前ニ而 御相伴ニ一献 又ハ右之通り
以先例 御勤之御てうし之小笠原能之者
御供衆なと右者役相渡し 伊勢守小笠原
計相渡之 これも右之通 ニ候

又以當日承之

一　御太刀進上事
御供衆申次衆中進上之、但公家衆如此也
不断祗候之衆申之

一　同十八日　的射手衆　六人　出仕ありて
御對面所へは御相伴衆御供衆申次衆一通々、
御公家衆と御對面所のさいそくにてさ
なりおわりて祗候候て御番衆付目
かゝりありて人数みなさの時に二度三度小
を懸目之一人衆殿よりなかへまいりて前庭にて、御番衆も
次一人は御供衆をまいりてさいの前にて祗候
仕之御前衆御前へ御懸目仕りてさるの
退出ありて御番衆申次御對面所のさいのまへ
へ参りて的射手衆とも人々数退出人は御目出度
参り御盃を給りて座のつぎの御かたへまいりて御代
数六つさ調あまりて御前にて人々と御番之
御参中にて御酌の人々参りて数六つあまりて御前へ
我御酌申人御銚子の上に一つ迄御申てさて
御前にて御盃をあいてに祗候候て射手一人

先ニ申シ頂戴シ毎月朔日ニ而盃の代リ
之相留て六人ノ席ニ而　御前ニ而盃を頂ニ
御酌人ハ兼之射手ニ而盃を頂戴し納ニ而退
歟ニ付鯉奉行より又ハ鯉肴奉行より人差
問ハ之ヲ始ニ而其後御縁奥六年ニ成上
ケリ一重ニ宛を相渡し之ハ其外の由ニ成
候ニ而是ニ付頂戴いたし夫ニ付御
縁り始をあけ右之代ニ付ニ而是毎年当代
ニ而退出之六人ハ跡ニ而代ニ相兼同役
相渡し其後御酌人ハ相済之上ニ而御前へ罷

一　其外別ニ何方へも遣し之

一　三之丸之庭ニ弓射場ニ而御弓ニ付弓射場中之御弓方持
候も致し候之

一　今日ハ的射之所ハ射手衆三人　近代ハ御家中之人々一人　作事方同断二人兼
勤致し候之小才ニ而なり候ニ付是之仕而遣ニ而候

一　御盃并御太刀持御役頂之

同十九日　同前　樹下　兼盛

一　御幣并御奉幣　当社兼之　毎年今日之奉幣之

一　御對面有之　同前　樹下

一御對面以前に幣御酒頂戴事畢而後八幡宮
執當持參して庭上にて幣役神主幣
奉之人三人計下ニ之を社離當奉次ハ本中門より出てそれ
之幣を渡し天唱經守岡右之川庭上に
而も經のしるしを申さぬと一杯あ
申し書之御所様被成候て茶付幣役
畏て進上ニり候は則御酒申候よし
取りて宛へもつれて候之注文やその御流
繪圖に有之候也

於書圖也

遣さるゝさて御帯ハ後ロ向ニ結ひて御中門
より御出有、祝儀ハ雑掌ニ渡す也、雑掌ハ退出仕
ありて、御對面所小御座敷ニ
出て御盃台御取らせらるゝ御盃ニ付
御取て召上て、御盃の御方ハ又御取り被下て

一 またくかへて次ハ乃さる之、其時御ゆるしにて
同兵樹下懸ニ同シさかつき次ハのきに之ゆるして
まいらせ候、之ハ別にハ之之の間へ罷御出之

一 御さかつき間ニて御こし御参事あそハしめて其
まゝ御茶小座敷ニ而今日八幡へ御参詣
其ニ下向ゝ御茶ニ附 御帯ゆるく結ひて
下ひゝくゝ御ひ御盃を頂戴之

同廿日　山徒 魏當并 行者三人 罷上人 使節 樂人

一 御太刀 永巻 進上 山門魏當 毎年今日出之

一 御對面御事
魏當 行者三人 使節 樂人 罷上人 行者三人

一 御對面所へ出御ありて御茶召、御花一献、
御ぐし御盃被下候て、御對面ありて此間ハのきさかつき

ありけれは経信に御前附侍ふ所に
人数は多き時は二度三度にも懸り候
一人先年とかくきせし当番の内次第一人は御
供奉ありしもさしさの者にて経信之御
訪来侍従と懸御目候て出退之
当番し申次は対面衆はさいのさしく当番し山侍
楽人二三人にて退出之
一 御太刀糸 山門執当 御前へ持参のさいの間
　出刀ときさの外にも有之
次 行者三人
　一人先番して退出之三度の次
次 何其外にも有之て行き
次 後節一人先懸御目之候之 月輪院 浚麗宗蓮 松壽 圓明 行泉
次 楽人 豊前後守 山井安藝守 日向後守之
　出頭之
次 四條上人 宗人番々に後の次さいのきさ人番々次之人
　とりてきてさ候之
次 行者三人 御加持あり 仍此行者番衆
　糸加賀之
一 山侍として已地衆之山侍と内へ 執当 行者 ならしへ
　くわたる申し候 宮前へ申次山侍衆人と
一 度々申入候て出門へ執当行者と番加賀之

一　芸後使節之

執當河若三人使節ニ人近日寂義先般合

於趣法事之砌前より同日ニも河若三人ニ人

候又御並之ニも加持ニも此時ニ河若ハ

之義ニ付此加持事ハ玄意ニ一乱以前ハ公事

乱後ニ年号ニ付加持ニ手段御財用等

より候故義ニも以来向ニ人ニ相断先ニ

此間治也

智保上人ニ主事　十六日　ニも玄意尊使到着今日出立

ニも宗意之御用砌ニ相若ニ而此今之山陰人数

使節衆人之近ニ無之候ニも後ハ候

さいのき人ニも　智保上人とハ人ニ而懸御用之

芸後前ニ相談河若三人又ニ付加持之

之間人日山陰加持気使節ニも之人

ニ付ニ候ハ人　智保上人ニ被為ニ雖砌ハ候

當前山陰ニ人ニ一日ニ人ニも山陰ニ

ニ山陰衆人之間ニ事ニ付宗

治ニ事ニ連締ニも御此ニ候治

とも候又　先年上人ニ芸後相ニ寂執道

より前ニ文も有又衆人ニ前ニも

もよほし之御所ニ以之御趣意ニ候へとも
右之雖不為出張ニ候故右之儀者御沙汰ニ可被
思召候、事旧年

一 若親類之面々共別而申付置候人々
山崎氏人々ニ申渡之趣者御先例之通ニ下ニ上御
思召之御沙汰之趣別一段ニ付而申付候者也
申之御文之趣ニ而別儀之御沙汰之所要之事

同日

一 御成 未ノ刻 赤松亭 無御休息 直ニ御[illegible] 赤松方[illegible]ニ而御相伴[illegible]

御太刀 進上之 御服被下也
百疋

同廿二日

一 御成 未ノ刻 山名右衛門督宗全 無御休息 [illegible]
上様ハ
御成也 仍御相伴衆 細川讃岐守 [illegible]
申刻ニ 還御

同廿三日

一 七條殿 参賀 御対面之上 [illegible]
[illegible]

一御成ニ付 細川右京大夫勝元 毎年正月 式日之

当職之時者正月中ニ両度 御成有之於

附出月有之

同廿六日

一御成ニ付 京極大膳大夫持清 毎年今日 式日也 自官領役中不

之節無之

同日夜

一御成ニ付夜深 畠山播磨守教元 毎年今夜 式日之

細川刑部少輔此合之 京極者より 還御之附也

一御馬進上ニ付 細川右馬頭 毎年正月 式日之

同廿九日

御成有之仍而之歓楽之

右申次記録事、先規中古趣以先例

御親父政藤連々致勤申旧記之旨就

尋候尚氏亦存分申之以後見語叙合

正月（廿ケ日）分致留置之候て拝見叙

愚存趣以無相違者也

永正十六年己卯四月十三日　大館伊豫守

尚氏　在判

安東故右馬助殿　政藤　以家督年十六歳

二月朔日 之家 太刀 外様衆 御礼申上候
黄金 節朔衣 出仕

一 御後 進上 遣之間 毎月朔日弐日ニ在之

一 白鳥 一 毎年

一 熨斗鮑 一折 文明

御樽 五荷

以上 進上 畠山殿 如先之 毎年弐日ニ在之

一 御折紙 進上 諸大名 如此之 毎年弐日ニ在之

一 一献 在之

畠山殿以下進上之事 毎年此分也

役者弐小雑掌相添之、同次北面之方
庭上目録ハ折紙ニ認メ、白鳥壹羽斗地下
御対面之節、御小姓ニ御披露之段
御目録ヲ庭上ニテ同朋衆ヨリ差上て御
是ハ先ニ中也、例之通ニ候小雑掌之式畢
計候 御対面所ニて同小姓之

一 御対面所御座御間之事
三職 御相伴衆 国持 外様 大名 御物頭衆
造営 之家臣之

一 御対面所へ御出座以後、上段ニ御着座一刻
御着座被成候て御対面所ニてさいの事ニて候さ
相わり御小姓衆へ御出座の節例之
見也、人数御座の時ニ二度三度ニても是ハ
之家之人先ニ申さて事也、当番申次
一人ハ法衆ニ而可進之、さいの事ニて相
候法之御出座後御着座候て目録ニて渡
出退而し当番之申次、当番衆御披露之
目録ニ相添申して御対面所へさい之事ニて
当番衆又差上之候へさてさい之事ニ候之
御前ニて一人ニ目録の折紙を以て

備　上覧させられしとものとをとゝのへて
持ちて退く退出して白馬と御門より出て去
次小馬寮并地と同じく来り後之白馬を引入るゝものゝ
ゆくゝる了次女人入之うちに遣し御門
に至り候ハ前小船次第に及　上覧之　両種

一
管領一人宿直の対面の事了次第
総御門より渡之了次対面所へ参りさいの事之
承りて管領と申人引替管領計にて一人
にて参りさいのうちわたくし引入れて其後
御前へ参り向乃召名北方に着座の時御覧
召管領前へ見参として御渡ハ召す
ま承させ召取り来りて召置事にしてされて
御覧次召取り召銚子上にわたして　御前の
前に　御盃拝領ハ左乃方にむかひ膝に取組
候之ハ管領次第しつゝ入れ申てさゝみて
御盃頂戴之其次第ましかる之けふにて附召
召侯ては同様のことに其文書をわかりてかゝる
にて退出

莚くは盃頂戴して肴を持参し　御前と
辞退之後ハ例のことく盃の遣人御出候
申上させて三度後ハ坏さいのさかなを頂き
とりて御肴を頂戴とありしかとも
三献　御相伴衆一列に御前へ参りて御礼
辞申てそれより御対面有　御前にて右のことく
おのおの肴を頂戴之上にて三度　御盃
頂戴之事すみて御盃并御肴をいたゞき
残りの盃を三つ組にて御前に同様に御盃
御上より上一とおりきこしめして御正月

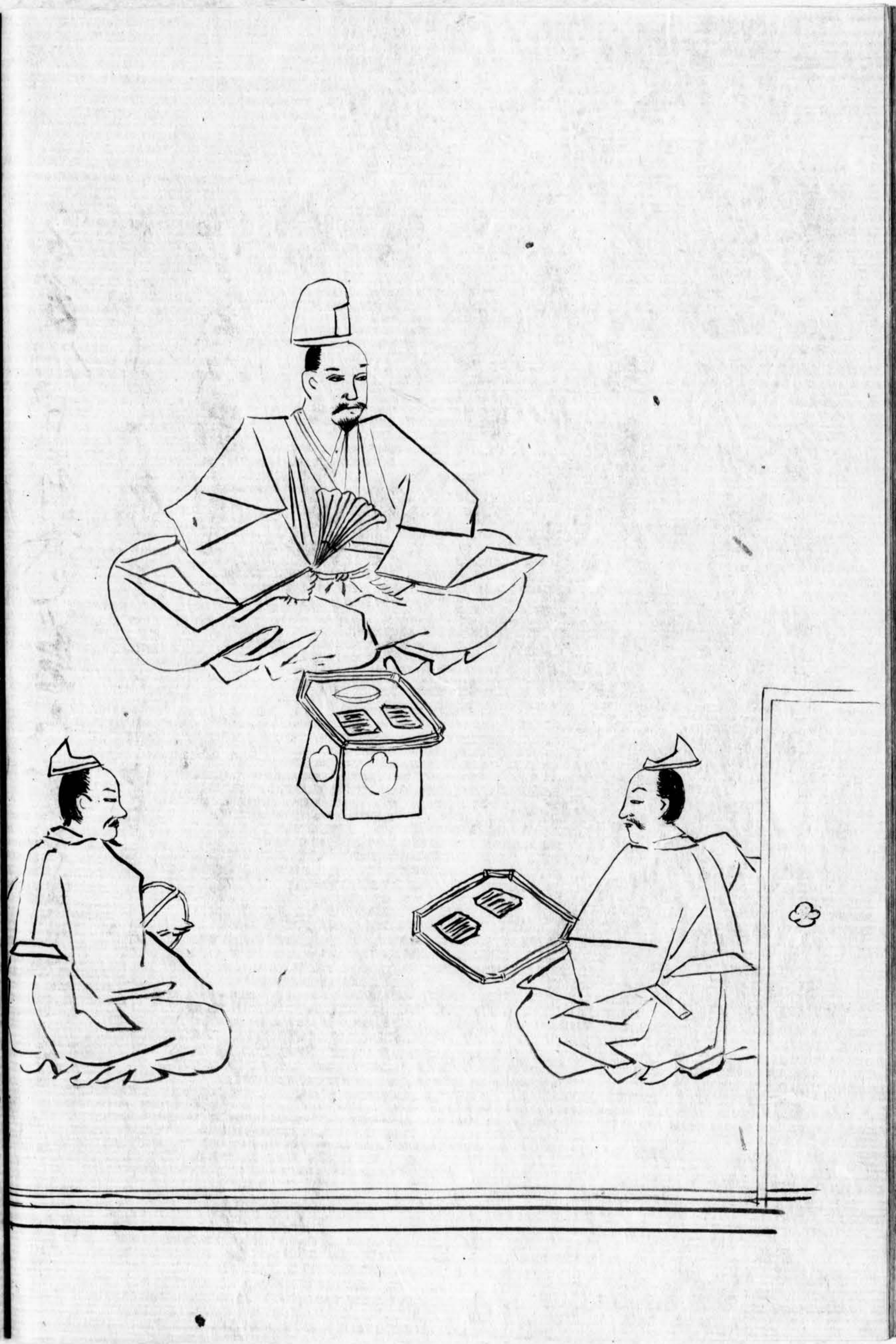

のごとく銘々人々相渡し候て御盃乃四ツ目
と御前のとをりに置て一先に銚子出し上て
三人ハ二人ツヽ出て頂戴之首頭よ
り二度めハ人一番より出て之其渡す
首頭ハ前より一人ツヽ出て互に相退
度ニ二番めの人々より互に相振り渡小に至
一人先頂戴してさる退出之首頭に渡す
相渡し人々其座ゟ向きし其所へ先ハ三方小
退く其跡小首頭相渡し急き取小人に渡
小姓衆其座ゟさすと渡し出くさうまで

あり其座ニ而相伴衆の座まて之銚子相渡し
其座ニ一人ツヽ出て頂戴あり其退出付首頭
も御前を退出之

次　国持衆　首頭　御前へ出退出後又国持衆

其次ゟ一人ツヽ先へ出て御盃頂戴あり
細川越中守
立花飛騨守　其外人々申上先ゟ順に難有御礼
依被仰国持被為御盃頂戴之又御挨拶
けしき国持人々くさうら渡すさき系

次　と頂戴して国持外ゟ者　細川右馬頭　一色兵部少輔
其人其頂戴して退出し御膳と云ゑ

まゐらする

次　御祝充一人充各さいのさしけし気多

まり　正月御祝充
去今日より進之

留守居　赤野　赤松彦兵衛嘉兼之　修理亮　紀傳

土佐守　播磨守　赤松伊豆守　同上

黙後兼之
赤松中務少輔　能登守

次　御供并　節朔充ハ　三上　一色伊賀守　小笠原　中条　織部　松葉

一人充各しし総目之

次　進物目　毎月朔日ニ進　同時ニ各家ニ進之　出役進上申と

まり申次　御前のさい乃さしけて

進物目と申入てさしさい乃同人参らせ

差急候し此之御頂戴にて罷出候

退てし則進物目之

次　各家申次さいのまりて人参らせ各家へ

人こ一人充ゝ参之

一　毎年今日より充打紙進上申事各家充ことく

色ゝ今般総目候て何のり次さいのまり人参らせ候

打紙参上と申入て美物候し然て御祝儀

同打ちて下進上し御祝儀の中ゆえ出打ち候

志のまとはいさに候同参りて未熟申事ひ此く

次
くしまり
御福氣一人宛参さいのさしにて執筆
あり　正月常御会始　当今日参候
冨小路前　中野　高家衆之　赤松新蔵人　伊丹兵部　紀　傳
五條宰相　播磨権助　赤松少将　同法帝
範後宰之　赤松中務　鍋参宰相之

次
黄門并　節判氏ハ　一色侍従　小笠原　中条　猪兼　秋　三上　杉葉
一人氏参しら総目之

次
進寄目　毎月朔日之通　何時も公家とまた近　出殿進よしと
まり口次　御帯のさい乃こさをみて
進寄目と口入てさくさん乃内覧参りれ
出思召し　此之御頂戴ハ之趣申して拝
退てし引退之内覧之

次
公家中次さいのおほく御参くく公家とも
くく一人宛ら参之

一
毎年今日参之宛抄紙進上事公家衆ことく

此公家ノカタクト申ハ別テ紐ク相従ノ人之紙合
日野家二条家　烏丸家　飛鳥井家　庭田家　中山家　葉室納言家　伊奈家　山科家
十ト二又ハ當時ニテ御養ヒ宛之日野家内府内大臣宰相合在ニテ以後ハ
かかノ公家衆ら参リテ候宰と日野家と申入ニテ御参之ノ又内大臣ニテ
又ハ入ナリ候ヘハ日野家下モ別ニハ不及申入候御参之ニ候由次第イノ中ハ八条
テモウトヲ入之ハ例ノ所ノ所撰御如之

ハ、ハ、人参りて
一山猶紙氏
此相応を
志りまは二さにても候をまして在とかく御此く

自身折紙を持て　御前乃さんまうちうり
に色ありさうさうあり次斜折紙をうけ入れて同朋
衆小波之丈囲抱て同朋衆ちうとて折紙を上
く御は女八子路に對面の前にハ雜掌承る
申候度之人廷に陪飯して對面ありに御乃間に
おきさうくしに同前衆にて衆あつとして進せて
披露あり其人の名字官をうけ入れて名紋
共に上に御入折紙を持参してさいのうちに
色くをなさしうまうく折紙をとりの候之
もしうけ入れ紙の上にはし同朋衆小波とらる事

一

一献之事

其色折紙進上之事にて又み之伊勢守にて之申
次第として御對面の上にてさきの人来りて一献
とりして退出之間　同将軍三献の祝儀にて祝宴
語に候して其の　御前茶をさしにて是進之
の三献にて小二献めの肴御前にて敬は来も
にくらて其まゝ酌めして通る御汁を出て次に
進まつ三献はちあり　御座敷御汁なか
三献めさに御祝儀配囲にて乃いさし候り
其後伊勢守に銚子を取りて一献ありしと合

一　三献又ハ九献ハ　同様女一人ニ而銚子渡之
今日式日ハかやうに折形ヲ進上子細事
両〻ゆゑ是一献銚子にて元ニ先銚子ハ出之
其式ニ此折紙ヲ添て渡す也一献銚子ニ而猶又同一
献ニ而も此折紙ニ而同前なりししより　御前之
折形ニ而事之雖被申渡添附ニ而公私ニ而洗酔
なるへく候ニ而根ニ而一献ニ而渡ス家ノ通り
出候へ共次第ニ此折ニ而中もこれ加銚子ハ俄被進
節同様ニ候て一人ニ而是亦も相違のことも
有ルへきニ候へ共仍古今志為根ニ而渡申有之

一　外様衆ニ而於銚子事
之御座衆中ニも於ハ相応衆ニ而常ニ節朔ニ
御出之一番ニ管領之御酌戴之退出
後則此外様衆懸ニ同前ニ而候へ共左も
之余ニ而自らも入候て又管領之御酌ニ
相伴衆一列小ら出之被附之管領ニ而参ル
後御ニ而候へ共此乃ハ如此ニ御相伴衆ニ参ル
時ニ御酌次第ニ外様衆ハ同様ニ役番衆前
而是も参候ニ御前ニ而尤事是ニ何ニ候
其分ニ而これも同様ニ而如此古今志

毎歳より御ゆり有之

三月朔日 武家 大名 外様衆 御使衆ゟ使衆
黄金 節朔衆 出之

一 御服 進上 進物有 毎月朔日式日にも是有之

一 御對面御事也

三職 御相伴衆 国持 外様 黄金 節朔衆
進物有 武家 ありし

一 御對面所へ 御出座ありて 御礼衆ゟ御礼一
紙へ御くゞ御對面所にて せうしのきはに

かさねりありなにに韓儀仕て退出之時者
緣御目之人数は何もさま之時は二度三度二度中せ
申間女緣之一人先取ていたして也ゟ当番
申次一人それ様取りして進てさいのきはに
韓儀仕之御礼衆は御待旅のり申聞申つる
段りて其退出して当番申次は御對面所の
さいのきはまて申て御奉行ととて入て御奉行
かりまして一人ら申てさいの内申て御礼
申ていたせは 御所りむつひの御前
乃方ゟ見衆し時は三度之御奉行其衆

置かれし候てしかるへきさし添たる敵
かくし御三置まいらせ候てしからは置き
御敵に銘字のよにかかまく 御前様にて右の
まへに 御剣捧け候ハ右のことくなされ
最初渡し人には草鞋に候とかくの事とく
候ことくして御置頂戴之其に候ことくの為
存まて時刻 御言のかく同様にしても
又き其外のかくも勤めて書之退きる者
かし御置頂戴しをかへておく 御前ハ
退出之説ハ此之置き書にて之をとも向為

申されさせて其後申次さいのこさうへ参りて置
と申入て色々て草鞋候をしかしとこそ蔵
前後に元一列に 御前より参りて是れ候て其
まし御対面 御剣の御名ありさにあへく
其前之さ候は草鞋を二度 御前へ致
参りさうて又此之置并に拝して置く候しとは
三置ハ三つなりしら間もし同拝 御置候て
上一と御くさこしそうして御前の渡
申しこうく最くへ 相図をしての置の旨
方候 御前など御うに是申らく一先銘字

乃ちにハ壱人ツヽ二人充ニ而頂戴之
番頭より二番目乃人へ一番より之分の
謂者番頭ハ其番より一人ツヽニ而ちかひ
の間式度ハ二番めの人より被相払候さ此に
しくり一人充頂戴之ハ別ニ退出ニ而同番頭
のはさみ相済し人ハ座少あきたし其所
江しもりに退キ其跡へ番頭相済
此時さ相済ミ人ハ宗番ニ番頭前ニ
参りたると済てさハりて之事後の
御相伴充ハ座退起相済ニ而事件の一人

まて頂戴ありて退出ノ時番頭ハ
御簾代退出之

次　国持衆　番頭　御簾代退出後又国持
ともも座受ハ又一人充ら御盃頂戴之
細川讃岐守　松平加賀守　其人事無之御雑煮を被下候事

次　被准国持御盃頂戴之又御流充中にても
出仕の人ハ余り是付てに而頂戴
して限令　淡路　備中　因幡　加賀　薩摩　かハ離ク出之
国持外にハ　細川大膳大夫　一色番　両人ハ頂戴之孔充之
御勝手ニ而済ミ也

次　外様衆一人免あまさいの男をつて之乾

らる也

畠山次郎　東野　赤松彦五郎（七條事也）　伊勢安芸守

大館兵部少輔　播州掃部助　赤松伊豆守遁　同治部

赤松掃部助（出羽事也）　縄令氏類之

次　番衆并節朔免之人　一色□□　小笠原　中条　千秋　二上　桃葉　不

一人免あまくら懸御目之

進之　毎月朔日進（此外も公家の若衆之）　御祓進上之とも

次　御前のさいを其をにて進之

とりさてさいの月人あまくら色帽子

此人之頂戴仕りて一献退出之則

懸御目之

次　公家衆さいの男之人衆あまく公家より

人て一人免あまなり公家のかたへ

免前御自御用之公家免相也とりて次

さいのきて人衆あまくとりて人々別

於御所へ還御如之

一　畠山殿（小補）進上事也　二月朔日より七月　同一献事也　日暮

同名小補進上事也　其外は其是候

一　毎月朔日は法楽大略如此也

一 小払元除准回折女人事毎月朔日十五日ゟ出ル頂戴
致し年中ニハ正月朔日ゟ二度頂戴之

一 同秋様ハ正月朔日暮朔日表外毎月朔日節供出仕致し

一 御法元御出頂戴致し正月十五日毎月朔日節供ハ之
頂戴致し

同二月 吉長女 御門女 石橋女

一 御対面所御事
吉長女 御門女 石橋女

一 御対面所ハ御出座ゟ御目見ニ付御法元戸沢元
一致し候者安ト御対面所ゟのさいのき
是ニ付され候ハ御払ニ理派仕ニ出来申
時刻ゟ外ゟ家来り人数相そさの附き
二度二度中も御目也一人先に仕候ハ
存し当番戸沢一人ト御法元ゟ申し出て
さいの義ニ理派仕之御出座ト奉行罷
立之ゟ関外ゟ申し出候得ハ各退出ニ付当番女
戸沢ゟ対面所ハさいのきノ儀ニ付吉長女
御門女石橋女ト之人代石代一度ゟ入込
退く候事

一 吉良文治郎ゟ御對面所 さいの間にて
被仰さゝして退出させ候之
次 御用文右御家ゟ江一人充ゟ宗家ゟ罷出
て退出させ候之
次 （伊勢）宗家 上段之間ゟ下段迄罷出
ニて一人充被仰付之

一 二月二日ハ依為例日不及参也仍二月朔日ニ
申上之

一 式日之儀ハ正月ハ五日 式日之御礼 毎月ハ二日 式日ニ付御礼
節句ニ八朔 毎

一 上様ハ應仁乱前ゟ正月ハ十日毎月ハ二日出
仕之礼儀ゟ也 三月ハ出仕ゟ不参之處八月
朔日之御出仕ハ大和殿ゟ被仰之間
國之間 公家 大名 御礼 御供衆 御頭衆
義政 節朔衆 出仕

一 御鳥合在之

一 御對面同御盃御事
三職 相伴衆 國持 外様 義政 節朔衆
公家衆之

一　御対面之人ニ付出候て御役元
申候先一刻ニ御対面所のさいきんさしきへ相進
候て御礼申上候　其後又申さいのまゝ之人数
並御座候て一人元まゝらなく引渡す
何まてニ直頂戴有之候、畏り罷立候て其後又金子
而ニと申候て各其筋受取いたしかへ二献
御相伴衆一献ニて御意之事御礼取候ての
御目ニ御対面所のうち　御前の左乃方へ
引のき前御之所へ御三宝目数之品
まゝらの頂戴にいたさせのせつら潤ヘ宝

一　御目録十二包より御盃一人宛ニ頂戴
其後并一向前ニ同し
次　国持衆日准又御供元仕小人頭持参
まゝり候て御前ニ頂戴いたし候　組合
淡路　備中　同備前後　分配鋪等也
出持外小人一人　細右　物き頂戴之元先之
御服之あつき候て御前ニ先つ相紙頂し
外様衆一人元さい乃方へ参り御礼申上之人数共之
次　諸侍　并御礼元
次　公家いたし候て御前より出候さい乃方ニさいまゝ

三家ゟ一人ツヽ見分之方其後又御次
さいたさせ之人数之内入候ニ而御常

一 御馬入之節ハ對面相済候而常御所へ還御
御前へ還御之
初而ハ両向のハかりニ而御藏中ゟハ
御鏡其外之　大膳亮　御次元　御車門ゟ参候御庭上ニ相従
御前ニ　番頭同席上ニ相従候御馬入候之節
引之候而退出之

一 御馬之事毎年五ケ番當番ゟ其外ゟ
御年頭持参之節ハ之除ハ候之儀ニ而御年頭
是ゟ何も千家之

四月朔日　三家　大名　外様元　御禮元　御次
譜代　節朔元　遠方寺

一 御對面済候而同御盃以下同前

同二月　高家　御門方　公家　仁奥　上様　御時分

五月朔日　三家　大名　外様元　溜元　御次
譜代　菊間元　遠方寺

一 御對面済候而同御盃以下同前

同二月　高家　御門方　海門方　仁奥　上様

同五月　三家　大名　御禮元　御次
譜代　節朔元

一 御對面御前ニ而御盃以下同前也

一 今日ハ早く出對面前ニ庭むきれ以後ハ何出
申ニ付同服元ハ對面以後ニ出候ニ付
何ゟ申之

六月朔日 公家 大名 御旗本 諸役人
着之 節朔衆 進物

一 御對面御前ニ而御盃以下同前也

同二日 嘉定 御祝儀 在之 御膳 仁和寺 上段

三十日ハ御祓有之ハ之

七月朔日 公家 大名 外様衆 諸役人 出仕衆
着之 節朔衆 進物

一 御復 進上 進物 毎月朔日式日ニ在之

身元白鳥廿羽ハ菱喰二ツハ三ツ進上ノ常也
但七月朔日斗ニ二月朔日ハ白鳥之

一 白鳥 一

一 熨斗鮑 千本 一折 天野
御樽 五荷

一 御太刀 進上 御馬 如毎月朔日之 毎年式日ニ在之

一 御料紙 進上 諸大名 在之 ニ進ハ二月朔日斗之 今日ハ在之

一 一献 在之 如二月朔日

一 御對面御祝事

三献 御銚子花 團扇 加花 黄色 節朔花

進之候 公家衆へ之

同二日 吉良殿 石橋殿 澁川殿 仁木殿 上杉殿 同道

同七日 公家 大名 御祝花 御流花 申次

黄色 節朔花

一 御對面御祝同御盃之下同前

一 草花 禁裏様へ御進上候此草花者五ヶ度

あり、於此御花瓶に立させられ候也、盃にも花ありさる

ハ淳養御進上之御花瓶并砂物色々草花を

とらせらるゝ御養小桐[illegible] 同裏(東)之花ハ代々

並御添立也

一 所々より草花進上候て 御對面以前ゆるゝ之儀

[illegible]也直御所直御申候て以女中向へ人ゝ也

同十一月

一 御所々ゝ様へ御申候ハ江生見玉一献御申也

筆方は御申之

同廿日 八朔之儀今日より諸家ゟ進上候て

一 八月朔日 公家 大谷 加様元 岩茂元 取次
番頭 節翔元 造宮司

一 御対面御年寄同御通以下同前之
但八朔御遊宴ニ付厳親有之御通ニ而御茶被下之

同二日 吉良殿 以下五人被出仕候

九月朔日 公家 大谷 加様元 岩茂元 取次
番頭 節翔元 造宮司

一 御対面御年寄同御通以下同前之

同二日 吉良殿 浅川殿 石橋殿 仁木殿 上杉

同九日 公家 大谷 加様元 御伝元 取次
番頭 節翔元 右ニ付 お江戸元小袖ニテ上之

一 御對面御年寄同御通以下同前之

十月朔日 公家 大谷 外様元 岩茂元 取次
番頭 節翔元 造宮司

一 御対面御年寄同御通以下同前之

一 今日朔日御対面之節御茶被下之上ノ間 明元 役之

同二日 吉良殿 石橋殿 浅川殿 仁木殿 上杉

一 御いのこ御祝事 取次 公家 大谷 加様元 岩茂元 荻原元
番頭 節翔元 上御局

一　御鏡　廿合　進上　八幡宮等　毎年差上之

一　御對面日御嚴重頂戴次第之事

三職　大名　御相伴衆　御供衆　外様衆　女人

申次　奉行　節朔衆　上池院　公家

一　御對面所へ出御有時御供衆申次衆さいのきさ之
役者として御祝之儀同前也其後申次さいれ
きハ文字とゝ而ことゝ申候也

三職以下御相伴衆一列に御盃頂戴有
申さしにて其後出對面のさいれ門御盃
右之方小者前に出て之さてい出この餅取る

なほ脇　是者又別に御盃さいれきりれ脇右
仍二脇之儀絵圖にありしまゝ申すなり

御對面所ニ各着座畢 三献 定リ一献畢 今日寛政十四丁丑閏十月朔日二十三
ニ大判 一向ニ御 出座 方ニ大臣 御渡 着座ニ 出 御
方ニ 御渡ニ カト ニ 谷別 ニ 謂ハ 台 ハ 出 飯ハ カト 出 ニ 御渡 着座ハ
御 丑 ス ニ 出 ニ ニ 出 ト 御 ノ 華 久 ニ 慈照院殿
御代 ハ 全 益 時 ト 文 オノ 三 存 謁 年 ニ 三 トハ
義稙 御 筆 時 ト 文 ニ 當ニ 出 着 方 ハ 極 ニ

御着座を始として次第に一人宛被参御直ニ
被下候て頂戴して口中へ入てかく
御前江被退出之御盃の時以相伴の如く
頂戴之後被渡候 御前を被渡ル 是ハ
御相伴衆 國持 外様准國持 細川陸奥守 名越加賀守 等
候て 直ニ以 頂戴之 其後
御膳ニ配膳ハ 御相伴衆 御 出て 出
の道さいの 同 内 出 御
外様衆 一人宛ニ 御膳 出
餅とりて一宛 頂戴之被為退之

岡村丹後雅楽院元右加はに並有て者るとて
ころ時之此分二重なる道に書有の勝代法
配勝へ分ら別に当へと申ても又新変
別に一ツ勝ツ へ分ら此て悉皆の勝ち数三ツへ之この
三勝ありの勝分ら付
御勝元 一人元ら来 主頂戴 同の新色元一人元の次元 一人元来て 主頂戴 同
番頭 節柄元 一色沙汰る 結城 小笠原 手紙 中来 三上 松葉
上池院もの来て並頂戴之 来後の次
さい先年とへ来公家ら入て別

傳奏 禁裏様の御覧にて被成御覧の如くよ
居ら成 御意へ将来之人に 御当様御頂戴ありて穏
御養小右自分のと並頂戴 禁裏様
乃の拝ん重さも御覧あり悉く小持ちて 御前さ
退出之家相ち
公家元一人元ら来ん いたし 之も並ら頂
戴之ニ此ん持ちも次さいせさ之来ん申
とら人ら常御所へ罷御掛ら之
者自身 石橋女 御門女此ら右及ら来ハ雑掌

一
の歳暮ら申し出之

一 大谷元なとより以離常事ニ而申入候ニ付
御使ハ予申述表紙を渡ニて總書付遣
紙以上ニ書入乃右伝奏ニ遣候而
定之候處御離常事ニ申渡し

一 上様乃御事ニ而御盃のとく御東へ参候
頂戴し其上ニ而御申也
被為之候ハ正月御盃頂戴の事と奥書

一 盃の所ニ而御渡し
御養 御東ニ来の事 公家書付差上
被進し同時ニ而御 御養ニ上差上候

一 被為來ニ御養ハ毎之先年之
通 様東様ニ而仰付被申上頂戴
あり之御傳参洛一番ニ傳奏ゟ
申入候御そ其分ニ之

十月朔日 公家 大谷 知恩院 廣光院
黄門 節朔院 遣之

一 御對面御事同御盃以下同前之
同二日 青蓮院 海門院 石屋 寶上院

十二月朔日 公家 大谷 知恩院 御殿院
黄門 節朔院

一 御穀 進上 進宮司 毎月朔日晦日ゟ之式

一 白鳥 一

鯉汁鮑一折 小串

御酒 天野 弐荷

以上 進上 当坊 此十月朔日 七月朔日迄 毎年晦日ニ下ル

一 御折紙 三方上 諸大名 是ハ二月朔日廿八日ニ上ル

一 歌書 二月朔日 七月朔日 十二月朔日 御詠同し 仍而年中三ヶ度 一駄ニ付候也

一 御服 定之御織物 三職 御相伴衆 国持衆 一苑頂

毎年之日晦日ゟ御盃の時御ゟ給

正月朔日ゟ年之内着用之 仍而頂戴

右之通着用之

一 御對面同御盃次第之事

三職 御相伴衆 国持衆 外様 諸大名 節朔衆

進宮司 公家 ゟ之

一 御對面所へ出御 前ゟ御供衆 次御供衆一列ニ

これゟ出御と御對面 ゟのさし ゟ

ゟ之 御礼 出御 時刻 ゟ

か 数ゟ 付 二度三度

御同朋衆之人先なしにおくにて當番し
申次一人は法光にても近くさいのまへにより
相渡候之此光成奉行御渡さし總而目録にて
台置當番し申次御出候於物御持進上
目録を取て御對面所のさいのまへにて置
候て取入てさしおくさいをまつにて御前にゆき
て目録の様に取て備　上覧されて如元折
紙ひとつとりて持之人退出て白鳥を同
朋みなとに持て御對面所を御同朋衆を
白鳥を大相伴にいたしく御次人して御き

き總御同朋衆御持参前に於御次の間まで
上覧也

一　管領一人家老御對面之事　正月朔日より三ヶ日　御のち
申次前ニ而多種總而御同朋衆渡之申次御對面所
のさいまちにて管領を取入て管領
計より一人被召てさいのまへにて御礼を
申て其後御前へ召て向ふは右京兆小笛
座而御三献参り管領へ前へ先
川渡しより給り而候て敬ひ
盃参しめさせられて御盃

よりおきて　御前に若君前に　御目録
は九のさしに置御敷紙渡之上菓子
いたし候之人の手にて取て御盃
頂戴之上尺渡されなから時刻御覧被
も同右ニ之又者其外ニも同然之
退之上盃頂戴し候而持て　御前被
結退出之節縁ニて之又同右元ニも
人　御対面の御礼ハ広ニて不残られて
織物伝服はさし候ほとりさ取りしより一
取てさし出ニ上菅領盃様ニ候

衣のまゝ下服をぬきて頂戴ありて
たゝみて御服はたゝみ右手に持て
重ね致置候とゆひて被退出之時服ハ合
紙ニ敷ても被差上時同し盃の下服被下ゆへ
やさ退之又その前領ニ服被下ても退出
の時も同し同右元のとほりしてよりて
てかし候も元のまゝ候之
一　両ニ御家来前の格ニ御陪膳被
申候　則御次さいまさき人参りて両人とも
へ只取て取退之ハ則菅領を置し

として
三献 御相伴衆一献ツヽ 御前へ被出候
被下之夫ゟ御対面所さいのうち
御前の右方におゐて御盃を被下之御とさき
若殿ハ後よりの折ニ一度被出之さて又
御三ヶ年目御盃被成候御盃を三献被下
ら閑所へ同様ニ御盃被成其上ニ而御盃を引ニ
ニて其御前へ被出ても通の人相
渡し候様に御盃ハ其上之 御前のとおり
小盃ニて一献ツヽ銚子の上に盃被置候ニ人

衆被参頂戴之若殿も二番目ニ一番
被参之若殿も前ニ小一人ツヽ被参頂戴
御同様ニ度ハ二番目ハ人ツヽ頂戴之頂戴候
被退候得は若殿も被出候て御通
御服被指出候人ハ御盃被遊候人を
其のほか被結候頂戴之左のほか
御服を持出候ハ御盃被成
被退候之ハ頂戴之若殿も頂戴
て退出若殿ハ御前へ祗候して其後
若殿の御手より小程候て小人其後

其ハちかくよりて其後より

管領退座之あとより人々敷並小管領前

座ニ向ひてさてくさりて出之来迎

の御相伴衆の座よりて色退座之来迎の一

人まてく頂戴ありて退出衆管領と

御前伺退出之ときく御返事人こして

次　国持衆一人充ニ而ニ御盃同御服頂戴之

次　細川讃岐守　京極加賀守　両人事毎先ニ頂相揃

ことに御前ニ

衆御相続国持ニ准ニ御盃同御服頂戴之

又御供衆中ゟも国持ニ准人々ニ而

ニて御盃同御服頂戴し国持と

外ニ　細川右馬頭　一色左京大夫　両人ハ頂戴ニて先之く

以御返事ニ入

次　和衆一人充先ニ而御礼

申之

次　畠山次郎　七條事之　赤松彦次郎　佐々木治部少輔

大舘左衛門佐　赤松治部少輔　同兵庫頭

細川事之　赤松兵部少輔　紙今民之

次　番頭并　節朔衆ニハ之上　一色伊賀守　小笠原　中条　佐々木　千秋　松田

次

一人充まいらる總御門へ

進寄（毎月朔日ゝ事之 御祝義ゝ事也）御役進上にて參り

申次 御前のさいまんかたへまいりて進上申と

申入らるさてさいまんかたへまいりて大ゑらし

のよし頂戴いたして退出して御局

へ參る

次

三家申次さいまんかたへまいりて三家まいらるゝ

一人充まいらるゝこの三家の方へ御申入別而細々

祗候乃人々へ御盃

日野殿 三条殿 烏丸殿 飛鳥井殿 廣橋殿

中山殿 権中納言殿 冷泉殿 山科殿なとまいらるゝ時々

御ゆるりて伺候ありし事也まゝ申入御は

此外日野殿門跡（日野家中之）分給ふ御膳を

御前三家親類衆御参ら殿上人小日野殿とも申入

て御事之いまゝ門跡衆まいりて申入らるゝ人々へ

日野殿とも別而申て御渡 人々御事也 其後

一

一献 事 三家親類衆まいりて御銚子申入らるゝ

申次のもの人々御對面有てさいまんかたへ申入

一献と申入て退出 日野殿三獻目相伴ありて過

小祗候人々に御前にて方に御盃之

仍三職よりハ二献めの先時當管領より献ニ参らせ
らる人ニ参候献をハ通る（御供衆ハ申次衆通）通ニ参て二献
めハ御所様御献ニ御酌之三職以下關東衆国
持ニハ被下さしあり其後伊勢守ニ銚子を給
て一献ニ参る今日一献（公家衆の内）日野殿一人今
被参候之

一 外様衆ハ必定思出ス如此ニ御盃ハ衆中へ参る
御相伴衆も出ニ御盃之一番管領ニハ御盃
頂戴之退出之ハ公外様衆ハ惣間へ出ニ次さて
此参る人ニ参り而ニハ入て又管領ニもさし出く
關東衆一列ニ銚子参之御前ニ管領ニ参り候
而ニハ入て其次ニハ御供衆ハ参りて
候又此御相伴衆其後管領出御前ニも参る
申さゝ定年あらハ其御礼之也
自然此女房小者ニ仰られ候て上意之

同二月 赤松左京大夫 右京大夫 伊勢 仁木 上杉

歳首御礼事

同月廿日 四條上人 参賀

一 申次ニ御對面之時さし出さ参る人ニ参り四條上人

節々入候ニ付名代遣候由申遣候

一 是ハ申次ニ而さいはいを以被参、其上古来之通ニ付入候而
名代遣候由申遣候

同廿一日　七條殿　参賀

同廿五日　盧山寺以下如例参賀

一 同寺伝奏申次さいはいを以被参候、律家とて入候而
一人充名代遣候由、若同寺之内不参之節ハ盧
山寺より一人参候而、律家ニ而申ならハ一人
充ニ而盧山寺より参候事

同廿六日　般舟院　知恩院代　三宝院代　浄花院
智恩寺　妙行寺　浄教寺
加茂祇園　検校代
般舟院　加茂祇園　浄花院以下各　検校代
知恩院代　三宝院代

一 御対面済候事

一 御対面所へ罷出候事ニ付、知恩院申次ニ而先例ハ其院の
さいの事ニ候、依之御対面所へ罷出申候
名代之儀ハ不及申ニ付、同しく此度も向後之通
申次さいの事ニ付参候

一 加茂祇園ハ両人共ニ加茂祇園とて入候而名代一人
充参候事

次　浄花院并外長老之内より一人宛
之總代勤之
次　検校并總代勤之尤於此節ハ文中次第ハ其之
通りニ検校其外半人之外は侍従之人ハ不通
一人宛順同服色平服ニ而　御前江出る
諸家ゟ往来之節よりさしつかへ候總代勤之但検校
其外より無之時ハ不苦候之人亦無時ハ其之一人宛
時者其外文字ハ不用人ハ検校と計り
人之儀ハ宗家次第ニ随
次　門跡　梶井殿　三宝院殿　聖護院殿　以下一人宛ゟ弟子之覚ハ
殿上人諸事取之其後者御對面畢而後又其
並ニ人弟子梶井殿其外門跡より人々
同シ事御對面所ニ而御礼相済候而
御前ニ而申上候御礼人宛一人宛弟子之
退出付而縁ニ而退出之其後又
此殿上人御礼済候後此節ハ人々御前
一月八日縁ニ而御礼人々ニ而御祝
御前江退出御礼之節ハ相済而殿上人
不参之節ハ以使申入候且御届之
一　聖護院殿　三宝院殿
なと此外御使往復之間之詮ニ而申候

右後桃園院御先例之

同廿七日　摂家　門跡　公家　清華　諸大夫　山徒
外郎　善通寺　長寿院　回楽　元宗

一　御薬　ととこ之書大衆　外郎　毎年之通也
進上

一　御対面次第之事

公家　清華　山徒　外郎　善通寺　回楽

摂家　門跡

一　御対面畢之而御盃以前ニ出居元戸迄元ハ清花
是ハ乃参上ニ相渡して御盃頂戴引取
申名前退之節ニ清御申合ニ而同し

右ハ申上て中次之ハ御盃之節ニ公家清
申上候ニ付

一　次　公家清華一人宛之御盃と相渡し出候ハ御前ニて
次　山徒ニ總代同之其外用ニ山徒宗人宛而ハ
と同様ニ参上引取と清華の次ニ清
若て参之

一　次　外郎之参上善通寺と同様ニ相渡ニ而ハ
次ハ持参申上候ニ對面の次の若の御目通ニ
御前ニ而も同様ニ参上候
して参候之ハ同様引退之ニ而御前ニ

次
惣門ゟ退出之時之事　御帰中也
迎ニ別当出ル取次ハ相の間迄出合
御帰ハ惣門迄出ル
昔通事ハ取次ハ床退出ニ而取次ニ而
二人宛也昔ハ一人ニて昔通事

次
惣門迄送り也

次
同楽相伴事ハ取次二人ニ而同
斎之人ニ而対面所の間ハ清[illegible]
略ニ而縁迄送り也[illegible]
入候ハ惣門之庭上ハ対面所ニ判[illegible]

以下観世ハ惣門ゟ同し庭上之事ハ附
申候ハ之人ハ上ニ而紅候作事　御坐候[illegible]通候

次
摂家并門跡ハ　此[illegible]文之　ニ道ニ而敷上人
修理之也是ハ御対面所其さい也
さ人ニ而摂家其外門跡ニ入
之観世同楽ハ対面所附
清華成門ニ而[illegible]
一人宛ニ而之御縁まて送り[illegible]
まりさて門跡ハ一人宛[illegible]
まて此ハ跡ゟ清さて　興宗　宗勢　等也

縫殿頭より右之趣にて一両度ニ申候ハ
兼而御承知之正月十日附紙ヲ以同人ニ書付申
渡し置候事ニ付猶又此度ハ上座之人ゟ尚御用ニハ
御様子も伺度旨申渡之通り右之分ハ各
常御所へ罷出候之

一 前々被仰出之通御判形時分ニ至リ候ハ、御用人へ御論
有之并若年寄同心ニ渡之人 [illegible] 常此中
被成候 右書付 [illegible] 御様子申上候
相渡候之趣 [illegible] の通り之

同十九日 大谷 外様 御番頭 中次

一 御對面御人数
三職 御相伴衆 国持衆 外様 三家 日野殿 三條殿
御番衆 上様御相伴 [illegible] 一両人

一 御對面之御用始以前ゟ御番衆中次衆ハ渡辺の
者ハ [illegible] ニ相渡し候而 [illegible] 時分ニ相成候て
各申達之前ニ [illegible] 同心ニ [illegible]
申次衆ハ [illegible] 之人 [illegible] 退出
三職 御相伴衆 [illegible] 八一列ニ 對面 [illegible]
御人数 [illegible] 一度ニ [illegible] 候て
退出之

次　関東衆一人完ら候御礼申上之退出之同

大僧　京賀　細奥　女人ありて候事之

次　外様衆一人完ら罷出さ以て重く御礼相済之

次　三家中次さいの出仕人あり三家より之

同時分　三名家　すらすら候事之以上之　ありて八ツ時前

出仕之次第　三月前後人同

さら文中次さい出仕之人あり御番衆と

申人より退出之人は

次　御番衆出仕人一人完ら候之御礼相済

人あり打済ことこと

次　上様御被居一面人　勢多大判事　安藤大膳亮　御申渡之同

それより次さい出仕之人あり相済

人之は別常御所へ還御成之

同　所同　大名　外様　御供衆　申次　番頭

長老達　三家　高家　御奏者　御内

節朔衆　走衆　奉行衆

一　御身固　有之　有宣　泰通

一　御先達人并御巻数所々より進上之

一　御薬進上三献　御樽肴衆　関東衆より　毎年之有之　目録之

一　御扇　一裏数　十本　進上　古河大夫殿　毎年之有之

一 淡草 三枚進上 同 毎年今日差上之

一 鼻紙十帖 差上 御山女 毎年今日差上之

一 御對面御座之事

長老達 三職 御相伴衆 同朋衆 外様

番頭 節朔衆 奉行衆

直垂 直衣 御所女

一 朝之間ニ御ひらき御對面所へ御出座以前ニ

御座敷ニ御先一廻ニ御ひらき御對面衆を此

さいかいきまくにて相ひきはなし候て小笠原被仕候

御出座此時御目見之人数御するなり時人三度

三度目ニ一人充罷出候て御目見申此

申次一人ニ而御座敷へ進ていたし候へは乃

小笠原被仕之御座候奉行御手ニ懸御目見申

各被退也

一 右御前御小座之所ニ御廣ニて御礼之御座

御参被参之間所ニて申此御出座以後御参被

参之御申入て之御参申候て申上

一 御書之人 伊勢守持参候 迎年ニ以御目出申上候

一 御奉数 所さる差上之事御申候て持参候

御對面所 ぢさいかさふにて所ニ申此

一 菜草 三枚 進上 同 毎年今月七日之

一 鼻革十同 参上 鼻山守 毎年今月廿日之

一 御對面御席之事

長老達 三職 御相伴衆 閑掛衆 外様

番頭 節朔衆 走衆 奉行衆

右者御節等は年寄衆上段一寺衆但御紙遣之家衆大家下七十人ニ而是ヲ定也

一 都て御紙入御對面所へ御出座以前ニ寺家ゟ

御法衆ゟ御衆一組ニ御ひらき候而御對面有之也

さいしょうさきにてひらき候得ハ相渡候て

御出座此時ニ總御目見之人數何れも此時ハ二度

三度也と總御目見之一人ニ者御取次ニて右衛門尉

申次一人ニて御法衆ゟ申上候進上之と是ハ内々ニ候

小組役付之者座候奉行所ニ總御目見ニて

各相退也

一 右者家ゟ小□之人ニハ廣ニて頂戴之御

御香物参候同所ニて御盃是ハ御酒被下御香物

並ニ御取申上但御香物ハ御取次ニ而申上

一 御免之人 伊勢守持参ニ而迎年ハ御取次御目見ニ有之

一 御香數所々参上二通ニて申次持参御目ニかけ

御對面所 ……

御草紙とり入てまゐらせてさいはひ　御前にて
あけて御頂戴ありてかへして御退出之又所にて
かけ御草紙箱の小入てまゐりは家類存して
これ箱小入て成八日廣蓋に立て入て中次持参
してはの廣ふたに折紙にておしまいりて御
巻数ところとをまいらせて小頂戴ありてその
まいらせ候てはたらきてこれをもちてあけられまゐら
御之帽子に御前にさしをけばとに御頂戴ありてその
かへ廣ふたに立て入て置て持て御退出之

一　御身固事　中次さいはひ者まゐりて御身固を
入て　有宣卿　在通卿　一人充令勤之

一　御扇事　中次持参してさいはひ者にかけて蒙
受取て上と申入てそれを御前へもちて
出　持ちて　とりてかへ入て御退出之

一　御草事　中次持参してまゐりてさいはひ是にて
大刀を受取て上と申入て如前にて御前へ
出て　持ちて　とりてかへ入て御退出之

一　諸大名太刀進上目録事
悉皆取りて初て中次持参してさいはひ是にて
申て御対面有之時入てかく　御前ちかく

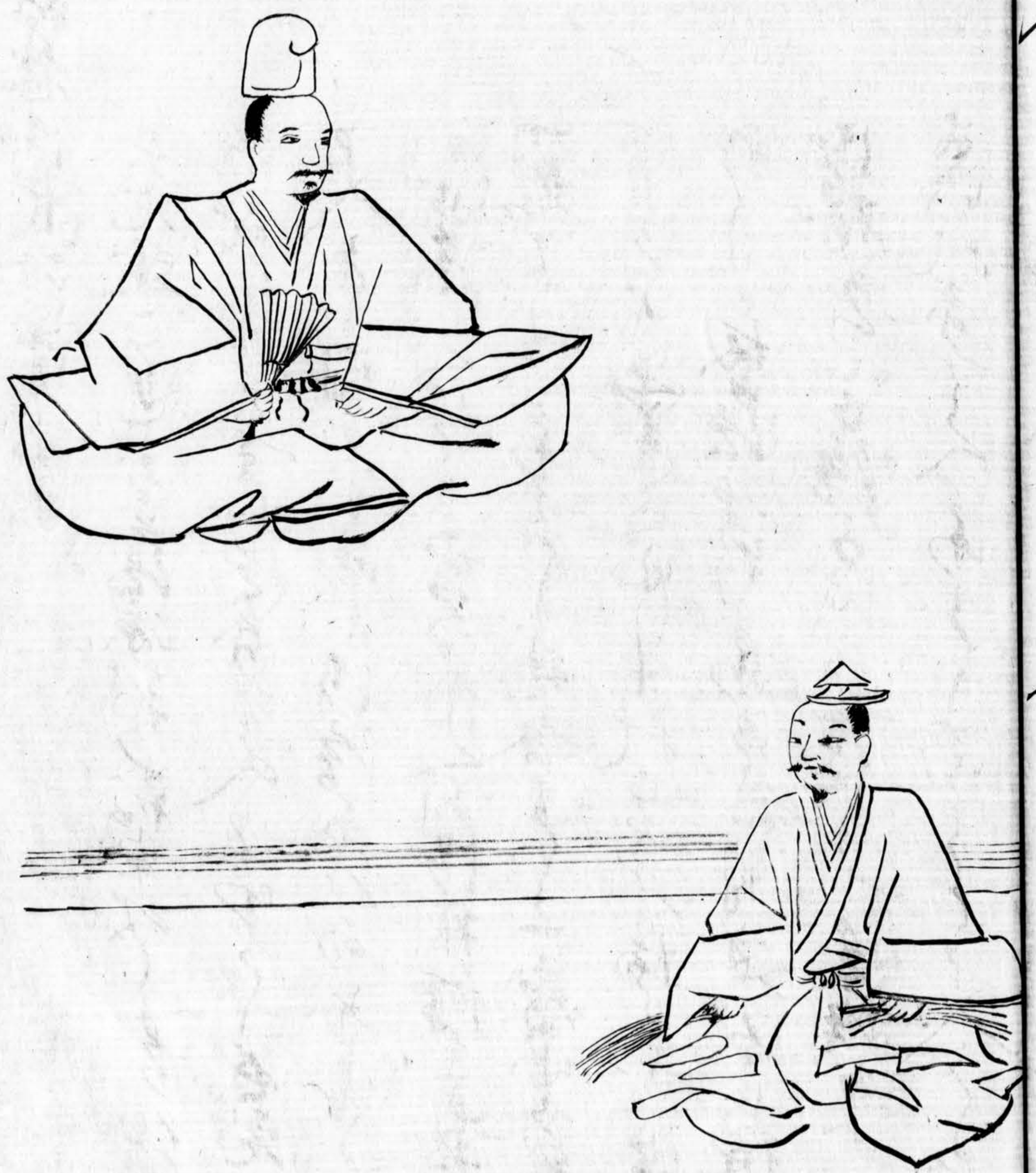

猶追仕候ハヽ小笠原ゟ備前守殿文
多くみて捧く被退出候て総州
殿へ御余之文なとへ仕上御状ニ者
被成候其後ハ上

一 又申候事ハ当山文進上之所被同名元持并へ
て総御同名之自元同名之人不参時ハ中沢総
貞とて此様披露文同元也八郎をよせ候て
てこそ小文同元当年ハ十河を成ハ門させ候
さい先栄多ニ候て又いろ当山文進上候
人々ミて各周小々当之 文文字ニ而 出陽上

一 被懸御目候節之事

一 先達ニ通り右於源敬様被申次ニ右列座
御對面所之間ニ罷出候而ゟ御手をつき先達と
人々同道ニ而御縁頬迄罷出候而ゟ
右衆之くゝり戸之際ニ而御相伴衆先達
一列ニ並居候而見合候而一度ニ御礼致
夫ゟ退出之節ハ右之ゟ何も罷出候
於御縁頬披露源敬様被申候而右御縁ニ
御縁頬ニ而御通り被成候ニ付其後ゟ次
さい此方之人々罷出候而入之則退

次

但シ
三職并御相伴衆之内一列ニ御對面所之
間ニ罷出候而見合候而一度ニ御礼申
則被退出候而夫ゟ順々ニ御次ゟ罷出

次

国持衆一人宛御礼申候而退出候而
御譜代衆 五人宛 如先例御礼

次

諸大名国持同心之者一同ニ退出

次

外様衆一人宛御礼申候也 正月朔日望 毎月朔日
右後ハとにかく御勤
とくとくと
亀山城主 本多 赤松 右松 伊勢守

右京兆部殿 播磨守殿 赤松伊予守入道 同彦次郎

次 越後守 赤松伊勢守殿 細川讃岐守殿之

次 畠山弾正 節朔衆ニハ 一色河内守 小笠原 中條 結城 三上 伊勢守

一人ツヽ先ニ参る 御盃頂戴之 ニ通ニてさかつき

次 其次一人ツヽ先ニ参る

次 奉行衆一人ツヽ先ニ参る 御盃同之 但三献とも

くほみ次第ニて中次さいはいさかつき之参る 伊勢守

次 左衛門尉 御酌女 中しニ一度ニ参て三人参る退

右衛門 御酌女 右衛門 紀伊局 上様衛門ニ参

次 次ニまつ一人ツヽ先ニ参る之 さて又次さいのきハ

一人ツヽ公家衆ニ参て一人ツヽ参

次 公家衆一人ツヽ先ニ参る之 其後中次さいはいさかつき之

参てまいらせ候て又一人則常御所へ参

如之

一 歳首御祝之事 今日ハ御前にて所々ニ又

ひとつの御酌もさし 雖然御対面 御盃済候て

数之必其間御酌ニ御盃三献参る

又参御前之ヲ候 其後御同朋衆ニ

二通り衆御盃の数たつ参て又参る 大御

小所への上一度ニ一日御酌参る之

不申之しまりに相成何程ても御付被遊候
事に御座候去ル当春より之御たしなみ御座候
之ことも最早当りまへにして前々之通りを
とりなされ候様に梅乃方にも御済被成候
いたし候とも何にても不承と申候事にて
て御ひし時々手を御付なされ候事
同時ニ御頂戴被成候事ニ付被遊候
文箱ニ入候ハ此先ニハ御広蓋ニ乗せ
持参いたし御請ニ出ル也
御菓子数と申之ハ頂戴致候也

一 去年迄ニ而変ニ候之御菓子数も
霜月小分総御中之事ニ候
其分御中也

右申次記録壹帖　先規申次之趣以
先例御親父政茂連々被勤申之旧記
之旨記而尚氏亦被申之條々被
並諸叙目（従正月至十二月）之分被沙汰置之條々一二
為見之叡慮相叶御　無相違者也

永正六年己巳四月十三日
大館伊予守
尚氏（判）

安東故右馬助政藤御家督弥太殿

中沢人数事　長禄二年中分

大舘兵庫頭教氏

御供衆也、上総介持房子息也、弟也、伊勢守尚氏親父也

伊勢備中守貞藤

御供衆也、伊勢入道貞蓮子也、貞親父也、貞藤舎弟也、号陽明軒云々

上野民部大輔持頼

御供衆也、応仁乱後無沙汰也

伊勢加賀守貞経

同備中守貞藤弟也

畠山播磨守教元

御供衆也、応仁乱後無沙汰也

伊勢下総守貞枝

貞経親父也、今度下総守貞房上洛也、其子次郎左衛門尉貞頼、弟貞遠、下総守親父也

畠山中将致光
御儀式之節ニ礼節御書之事之大意
自然之義之
伊勢備後守貞遐
自身今年ノ息致不申候之
伊勢肥前守盛富
八幡宮盛種之親父也
伊勢安芸守盛定
若之備中守之跡相続致跡相続申之之時伊勢備前守之
右御書傳御用業被蒙之面々

一 文明之法
畠山又門大輔
致光今年ノ應仁礼節御儀式御書之事
畠山刑部大輔政清
又御儀式自然之伊勢三男跡ニ有之候得共
相続之上ニ付之寛政年中之事之
伊勢左京亮貞誠
伊勢下総守貞枝
伊勢備後守貞遐

一 畠山中務大輔政道
被申渡之　文政九年十一月日
御儀式并御書之政道之今年之
又門大輔ヨリハ雖為今年應仁礼節今
宮内大輔殿之儀出仕之上相伝

一 御方御取扱 申次頭役御本人数事 文明九年十月九日

大舘治部少輔尚氏 御供衆之数氏具ハ兄康政草正少輔 嫡依御意於外様御評定衆加御 定衆也

大和兵部少輔政邦 大和守成親令年之当時家督分也

伊勢八郎兵衛尉盛種 後代ハ肥前守

伊勢八郎貞陸 貞親息也後伊勢守并ニ備中守

一 上野刑部少輔政直 應仁乱前迄 一色治部少輔政熙 上野刑部少輔政直 此両人ハ申次之

吉見三郎少輔政家 右両人被召加 文明十二年 十二月廿七日

一 一色式部少輔政熙 應仁乱前迄ハ治部少輔之 其後任式部少輔 治部少輔ハ同治部少輔之

一 吉見ハ服在国之 大和ハ在京之 仍

御番被定之事

大舘治部少輔尚氏

一色式部少輔政熙

上野刑部少輔政直

伊勢肥前守盛種

一番衆 上野一流政直方ハ元流也

一 伊勢次郎貞頼

連々被召加人数事

伊勢弾正忠貞固 文明十二年六月廿日 被召加之

伊勢新九郎盛時 文明十五年十月十一日 被召加之 備中守盛定息也

上野小太郎尚長 文明十六年十一月廿日 被召加之 将軍息二字被之

安東左馬助政藤 文明十八年二月十七日 被召加之 薩摩守親恭息也 同弟兵庫助貞顕 上様御厚免之

一 当申次衆勤人数事 文明十九年正月

上野民部大輔尚長 御後免

大舘弾正少弼尚氏

伊勢弾正忠貞固

伊勢肥前守盛種

伊勢新九郎盛時

安東左馬助政藤

一 荒川宮内大輔政宗

早野兵庫助政氏

左両人被召加之 文明十九年七月廿八日

一 於江州鈞御陣被召加人数事

伊勢下野守盛相 長享二年五月日

一色左京少輔視今　長享二年六月日

里見兵部少輔尚直　長享二年十月六日

岩山美濃守政秀　同年同日

宇都宮次郎友綱　同年同日

東山殿様

一　近年申次人数事

大館刑部大輔政重　御供衆之次ニ折紙等承之、親父ハ兵庫頭、大館ノ孫政重ハ刑部少輔ヨリ於御供衆罷之

伊勢右京亮貞遠　貞扱次第下総守・會津之貞遠ハ貞宗部屋住子分之ニ

畠山中務少輔政近

伊勢上野介貞弘

畠山刑部少輔　政深ノ息之

伊勢因幡守貞誠　右京亮貞泰父之

右ハ　御同朋被定之者也　此後伊勢肥前守盛種ニ五ヶ年

中次御番被定置人数事　延徳二年六月日

大舘刑部少輔政重　四品之

伊勢大和守貞遠

大舘左衛門佐尚氏　黒衣也

伊勢次郎左衛門尉貞雄　後号因幡守近ト貞仍ト改名也云々

上野民部大輔尚長

伊勢因幡守貞誠

大舘治部少輔視綱　御供衆之尚氏曽祖父今ハ中流
民部少輔政房息也

伊勢上野介貞弘

伊勢肥前守盛種

伊勢又七貞倭　備後守貞近息也七郎左衛門尉事也

一 常徳院殿様御代御親父右馬助殿 政為 申次被仰事
致之如何候致 思召此式等之次第稽古自家之為ニ
諸合沢尚氏書状ニ書付毎申伝致 給書同
上意ニ而自家之申送り之家状色々在之書致
申候備 上覧者也 仍可有之御条々申伝致
御座候至永正三年 丙寅 長致勤申事絶対之
亡 上意之先規御条例等以御理運哉一旦
致叶 上意之處人数之覲ニ不相違致
此旨 両宮八幡之照覧瀬底尚氏存之件同
畏達申者也

御祝着相済見合候ニ付安東右馬助申候
事被仰出同前御座候　東山殿様
御代始而勤候儀何篇以下之旨為
上意之由可得其意候之旨候

二月十七日　貞宗　在判

弾正少弼殿　参上

右文明十八年丙午二月十七日伊勢守貞宗朝臣
如此被申之也

尚氏存知　在判

従長禄年中至延徳弐年中次
参勤之人数如此也

永正六年四月　日　大舘伊豫守　尚氏　在判

安東右馬助殿　改名　御家督平六殿

九州大學圖書印

百十九